

成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
A－０１	建築改修工事特記仕様書（１）		E－０１	電気設備工事 特記仕様書（１）		M－０１	機械設備工事 特記仕様書（１）	
A－０２	建築改修工事特記仕様書（２）		E－０２	電気設備工事 特記仕様書（２）		M－０２	機械設備工事 特記仕様書（２）	
A－０３	建築改修工事特記仕様書（３）		E－０３	電気設備工事 特記仕様書（３）		M－０３	機器表、器具表、計算書	
A－０４	建築改修工事特記仕様書（４）		E－０４	動力盤リスト		M－０４	給排水設備平面詳細図	1/100
A－０５	建築改修工事特記仕様書（５）		E－０５	動力分電盤リスト・単線結線図		M－０５	空調・換気設備平面詳細図	1/100
A－０６	建築改修工事特記仕様書（６）		E－０６	空調電源設備平面図	1/100	M－０６	改修前平面詳細図	1/100
A－０７	建築改修工事特記仕様書（７）		E－０７	空調電源設備立面図	1/100			
A－０８	付近見取図・工事概要・配置図兼外部仮設計画図	1/500 1/10000	E－０８	電灯設備平面図（改修後）	1/100			
A－０９	仕上表		E－０９	電灯設備平面図（改修前）	1/100			
A－１０	１階平面図（改修前）兼内部仮設計画図	1/200	E－１０	コンセント設備平面図（改修後）	1/100			
A－１１	１階平面図（改修後）	1/200	E－１１	コンセント設備平面図（改修前）	1/100			
A－１２	立面図・矩計図（改修前・改修後）	1/50	E－１２	弱電設備平面図（改修後）	1/100			
A－１３	多目的ｽﾎｰﾙ平面詳細図（改修前）	1/50	E－１３	便所呼び出し設備図	1/100			
A－１４	放課後児童ｸﾗﾌﾞ 平面詳細図（改修後）	1/50	E－１４	弱電設備平面図（改修前）	1/100			
A－１５	展開図（改修前）	1/50	E－１５	自動火災報知設備平面図（改修後）	1/100 1/200			
A－１６	展開図（改修後）	1/50						
A－１７	天井伏図（改修前）	1/100						
A－１８	天井伏図（改修後）	1/100 1/200						
A－１９	建具表	1/5、1/50 1/100						
A－２０	部分詳細図	1/3、1/20						

工事特記仕様書（改修）

I. 工事名称

成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事

II. 工事概要

1 工事場所

三重県津市久居新町737

2 敷地面積

17,163 m²

3 工事内容

成美小学校内多目的スペースの成美放課後児童クラブ専用施設への改修

構名称

教室棟

構造

RC造

建築面積

1,023 m²

延べ面積

2,344 m²

工事項目

防水改修、建具改修、内装改修、塗装改修、躯体改修

III. 建築改修工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成31年版（以下「改修標準仕様書」という。）」による。

2 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改修後の該当項目等を示す。

章	項 目	特 記 事 項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	1）公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 2）公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版） 3）建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）																				
	② 施工条件	施工方法及び検査に関する事項 ※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。 ※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。 ※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。 ※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低振動・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。 ※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。 ※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。 ※ 工事車両の出入りについては、登下校時刻を避け、安全確保に十分配慮すること。 ※ 大型車両通行時（9月以降は常時）には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。 ※ 工事車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ※ 工事着手前には、現状把握のために、破損箇所等があれば、市監督員立合いのもと写真に記録しておくこと。 ※ 工事期間中、工事に起因し、既存施設に破損等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに原状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。 ※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。 なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。 ※ 現場着手は原則7月21日からとする。但し、学校及び監督員との協議により承諾を得た場合は、この限りではない。 ※ 撤去工事等の騒音・振動・粉塵が発生する作業及び廊下等の共用部分は夏休み中に完了させること。																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。 分別解体等の方法 <table><thead><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr></thead><tbody><tr><td>造成等</td><td>・有○・無○</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>・有○・無○</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>上部構造部分・外装</td><td>・有○・無○</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根</td><td>・有○・無○</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>建築設備・内装等</td><td>○有○・無○</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他 ()</td><td>○有○・無○</td><td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td></tr></tbody></table> ・引き渡しを要するもの（・無○・有○） ・特別管理産業廃棄物（・有○（・PCBを含む機器類・廃油、廃酸、廃アルカリ・ダイオキシン類・水銀を含む特別管理産業廃棄物・廃水銀等） 処理方法（ ） ・水銀使用製品産業廃棄物・有○（・蛍光ランプ・HIDランプ・（ ）） ・石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散されない様にする。こと。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 ・現場において再利用を図るもの（ ） ○再資源化を図るもの○コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有○・無○	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 ()	○有○・無○
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有○・無○	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○有○・無○	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
その他 ()	○有○・無○	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				

4建設副産物情報交換システムの利用

5三重県産業廃棄物税

6電気保安技術者
(1.3.3)

7技能士
(1.6.2)

8施工数量調査
(1.5.2)

9調査のための破壊部分の補修
(1.5.3)

10建築材料等

11化学物質の濃度測定
(1.6.9)

12特別な材料の工法

13騒音・振動の防止

14工事写真
(1.2.4)

15完成図等
(1.8.2)
(1.8.3)

16完成写真

17設備工事との取合い

18既存部分等への処置
(1.3.13)

19事故の発生時

20消防提出書類

21労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

22不正軽油の使用の禁止

23屋外広告物

受注者は再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合は、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出することとし、工事着手前にはJACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータ入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

本工事には産業廃棄物税相当が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

・配置する

職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。

調査範囲及び調査方法・工種別の特記による

補修方法・図示（図面番号： ）・（ ）

1）本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。
2）本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。

測定対象化学物質（●で示したものとす。）

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジクロロベンゼン
●	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●
	住宅	●	●	●	●	●	
	その他	●	●	●	●	●	

測定対象室及び測定箇所数○図示（図面番号： ）・（ ）
測定方法（○パッシブ法・アクティブ法）
測定時期○（改修前）
報告書提出部数2部

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成31年版））に従い撮影する。
提出部数1部用紙は上質紙とする。
なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。

作成する（○完成図・保全に関する資料・（ ））
完成図作成範囲（設計図を訂正）
完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。

○デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。
（A4版用紙に1ページあたり3枚）1部
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

施工範囲
○図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
○図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
○自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ

施工図
○設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。

工事施工に際し、既存部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

1）消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成
○本工事中（○建築工事・電気設備工事・機械設備工事）・別途工事

2）防火対象物使用開始届出書
書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

1）一般事項
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。

2）調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

3）是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。

② 仮設工事

1騒音・粉じん等の対策
(2.1.3)

2足場
(2.2.1)
(表2.2.1)

3既存部分の養生
(2.3.1)

4仮設間仕切り
(2.3.2)
(表2.3.1)

5監督員事務所
(2.4.1)

6監督員事務所の設備・備品等
(2.4.1)(2)(7)

7仮設便所

8工事用水

9工事用電力

10交通誘導警備員

・防音パネル 設置範囲・図示（図面番号： ）
・防音シート 設置範囲・図示（図面番号： ）

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場の種別（参考）○脚立・棚足場・その他（ ）
外部足場の種別（参考）・手摺先行据置枠組本足場・移動足場・高所作業車
・その他（ ）
外部足場設置範囲（参考）・外部改修部・設備改修部・昇降用・転落防止用
防護シート等による養生・適用する・適用しない

足場（つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に關し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。
1）足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者
2）労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
3）全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1）又は2）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者

既存部分の養生○図示（図面番号： ）
既存ブラインド・カーテンの養生
養生方法（ ）
保管場所・構内既存施設内
固定された備品、机、ロッカーの移動
・行う・行わない

屋内の仮設間仕切り・A種○B種○C種
合板厚さ・9mm・（ ）
せつこうボード厚さ・9.5mm○（12.5mm）
合板又は石こうボードの塗装・行う○行わない

仮設扉
設置箇所○図示（図面番号：A-10）
仕様○合板張り木製扉・（ ）

・構内建物内の一部を使用する。
・設置する・設置しない
監督員事務所の規模(単位：㎡)

適用	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度
監督員事務所の仕上げ					
部 位 等	仕 上 げ				
床	合板張り又はビニール床シート張り				
内壁・天井	合板張り又はせつこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗り				
屋根	装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り				

種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計
数量	個	組	台	個	個
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー
数量	足	着	個	個	台
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット
数量	個	個	台	台	台

構内既存の施設
・利用できる○利用できない

構内既存の施設
○利用できる（・有償○無償）・利用できない

構内既存の施設
○利用できる（・有償○無償）・利用できない
有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。

配置○図示（図面番号：A-08）

設計代表者

設計担当者

SCALE
A2 : N・S
A3 : N・S
DATE

工 事 名 称
成美放課後児童クラブ整備に伴う
津市立成美小学校改修工事

図 面 名 称
建築改修工事特記仕様書(1)

一級建築士
No.352551
田端進也

一級建築士
No.320293
構造設計一級建築士
No.8984
井上貞智

三重県知事登録第1ー861

一級建築士 No.352551 田端 進也

備考

Aー01
原図：A2

4塗り仕上げ
(4.2.2)(10)
(表4.2.4(その1)
(その2))

種 類

呼び名

仕上げ形状

工法

薄付け仕上塗材

・ 外装薄塗材 E

・ ()

・ 砂壁状
・ ゆず肌状
・ 平たん状
・ 凹凸状
・ ゆず肌状
・ さざ波状
・ 着色骨材砂壁状

吹付け
こて
ローラー
吹付け
こて

厚付け仕上塗材

・ 外装厚塗材 C

・ ()

・ 吹放し
・ 凸部処理
・ 平たん状
・ 凹凸状
・ ひき起し
・ 掻き落とし

吹付け
こて

複層仕上塗材

・ 複層塗材 E
・ 複層塗材 RE
・ 防水形複層塗材 E
・ 防水形複層塗材 RE

・ ()

・ 吹放し
・ 凸部処理
・ 平たん状
・ 凹凸状
・ ひき起し

吹付け
ローラー
吹付け

可とう形改修用
仕上塗材

・ 可とう形改修塗材 E
・ 可とう形改修塗材 RE
・ 可とう形改修塗材 CE

・ ()

・ 平たん状
・ さざ波状
・ ゆず肌状

ローラー
吹付け

・ 外装厚塗 Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合
材所要量 (kg/m2)

・ マスチック塗材塗り ・ A種 ・ B種

複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外 観
・ アクリル系	・ 溶剤系	艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶無
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ アクリル シリコン系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無

(注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。

外壁用塗膜防水材の仕上げの形状及び工法

種類	仕上げの形状	工法
外壁用塗膜防水材	・ 凹凸状	・ 吹付け
	・ 凸部処理	
	・ ゆず肌状	・ ローラー
	・ さざ波状	

(表4.2.6)

(4.6.3)

工 法	処理範囲
・ サンダー工法	
・ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離工法	
・ 水洗い工法 (・ 高圧ポンプ (10〜15MPa) ・ デッキブラシ)	

下地調整

・ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ()

(4.6.4)

⑤ 建具改修工事

1 改修工法 (5.1.3)

・ かぶせ工法
・ カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法

2 防火戸 (5.1.4)

・ 撤去工法
・ はつり工法 ・ 引抜き工法

3 見本の製作 (5.1.5)

・ 例示仕様
・ 個別認定 (認定番号:)
・ 自動閉鎖機構
・ 図示 (図面番号: A-19)

4 防犯建物部品 (5.1.7)

・ 製作する ・ 製作しない

5 ブラインドボックス等 (5.1.6)(3)

・ 再使用する ・ 再使用しない

6 アルミニウム製建具 (5.2.2)
(5.2.4)
(表5.2.1)
(表5.2.2)

外部建具の性能等級等 ・ A種 ・ B種 ・ C種

・ 枠の見込み寸法 ・ 70mm ・ ()
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)
・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号:)

アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種類

・ 外部に面する建具 (過酷な環境の屋外)
・ BA-1 ・ BA-2 ・ ()
・ 外部に面する建具 (一般的な環境の屋外)
・ BB-1 ・ BB-2 ・ ()
・ 内部に面する建具
・ BC-1 ・ BC-2 ・ ()

7 網戸 (5.2.3)(5)

8 樹脂製建具 (5.3.2)〜(5.3.5)
(表5.3.1)〜
(表5.3.3)

9 鋼製建具 (5.4.2)

(5.4.4)

⑩ 鋼製軽量建具 (5.5.2)
(5.5.5)
(5.2.2)(2)
(5.5.3)
(5.5.4)
(5.6.3)(1)
(5.2.3)(1)

11 ステンレス製建具 (5.6.2)
(5.4.2)

(5.6.3)

(5.6.4)

(5.6.5)

⑪ 建具用金物 (5.7.2)

(5.7.4)

13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)

(5.8.3)
(表5.8.4)

(5.8.3)(7)

⑫ 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)

15 重量シャッター (5.10.2)

(5.10.2)(3)
(表5.10.1)

(5.10.2)(6)
(5.10.3)

16 軽量シャッター (5.11.2)
(表5.11.1)
(5.11.3)
(5.11.4)

・ 可動式 ・ 固定式
防虫網の材質
・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス(SUS316)製
網目
・ 16メッシュ ・ 18メッシュ
外部に面する樹脂製建具の性能等級等
・ A種 ・ B種 ・ C種
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
ガラス ・ 複層ガラス ・ ()
建具枠見込寸法 ・ 図示 (図面番号:)
水切り ・ 図示 (図面番号:)
ぜん板 ・ 図示 (図面番号:)
丁香 ・ 改修標準仕様書 (表5.7.3)による ・ 図示 (図面番号:)
鋼製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)
・ H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ 改修標準仕様書表5.4.2による
鋼製軽量建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)
・ H>2400又はW>950の建具
鋼板類の厚さ ⑩ 図示 (図面番号: A-19) ・ 改修標準仕様書表5.5.1による
表面仕上げ
・ 塗装
・ ビニル被覆鋼板
・ カラー鋼板
・ ステンレス鋼板 (・ HL ・ 鏡面)
・ ()
ステンレス製建具の性能等級
・ 簡易気密性ドアセット
・ 外部に面する建具の耐風圧
・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級)
・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級)
・ 耐震ドアセット (等級)
材料 ・ SUS304 ・ ()
表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ()
曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ
金物の見え掛かり部等の材質等
⑩ 改修標準仕様書 (表5.7.1)による
・ 図示 (図面番号:)
マスターキー ・ 製作する ⑩ 製作しない
引渡用鍵箱 ・ 必要 ⑩ 不要
駆動装置及び検出装置の性能値 (・ 多機能トイレ出入口用)
・ 図示 (図面番号:)
引き戸用検出装置の種類
・ 図示 (図面番号:)
凍結防止措置 ・ あり ・ なし
自閉式上吊り引戸装置の性能値
⑩ 改修標準仕様書 (表5.9.1)による ・ ()
種類
・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター
・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター
耐風圧強度 (Pa以上)
開閉機能
・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式
一般重量シャッターのシャッターケース
・ 設ける ・ 設けない
・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ()
開閉形式
・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式
耐風圧強度 (Pa以上)
スラットの材質及び形状
・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ()
JIS G 3322 ・ AZ90 ・ ()

⑥ 内装改修工事

1 一般事項 (6.1.3)(2)

(6.1.3)(3)

(6.1.3)(5)

② 既存床撤去、下地補修 (6.2.2)(1)(7)

(6.2.2)(1)(4)

(6.2.2)(3)

3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)

④ 木下地等 (6.5.1)(3)
(表6.5.1)
(表6.5.2)
(6.5.2)(1)(4)
(表6.5.3)

(6.5.2)(2)(7)

(6.5.2)(2)(4)
(6.5.2)(2)(7)
(表6.5.4)

(6.5.2)(3)(7)

型式及び機構
セクション材料
・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ
耐風圧強度 (Pa以上)
開閉方式
・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式
収納形式
・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形
(5.12.3)
ガイドレール
・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板
・ 図示 (図面番号:)
18 板ガラス (5.13.2)(1)
(5.13.4)
19 ガラス留め材 (5.13.2)(2)
・ シーリング ・ ガスケット ()
20 ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)
・ 図示 (図面番号:)
・ 改修標準仕様書 (表5.13.1) による
21 ガラスブロック積み (5.13.5)
ガラスブロック
表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号:)
金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号:)
化粧カバー ・ 図示 (図面番号:)
工法 ・ 図示 (図面番号:)
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改 修 範 囲
・ 天井	・ 図示 (図面番号:)
・ 壁	・ 図示 (図面番号:)
・ 床	・ 図示 (図面番号:)

天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲
・ 図示 (図面番号:) ・ ()

天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修
・ 図示 (図面番号:) ・ ()

既存床仕上げ材の除去等
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去
④ 行う ・ 行わない

合成樹脂塗リ床材の除去等
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

改修後の床の清掃範囲
④ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
・ ()

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法
・ ()

表面仕上げ
機械加工 ・ A種 ・ B種 ・ C種
手加工 ・ H-A種 ・ H-B種 ・ H-C種

木材の含水率 (工事現場搬入時・質量比)

部材名称	種 別
下地材	・ A種 ④ B種
造作材	・ A種 ・ B種

製材

「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率	保存処理	材面の品質
下地用 針葉樹製材	④ 図示 (図面番号: A-20)	④ (2級)	④ (20%以下)	・ ()	・ ()
造作用 針葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号:)	・ ()	・ ()	・ ()	・ ()

「製材の日本農林規格」以外の製材
樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、含水率 ・ 図示 (図面番号:)
造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ()

部 位	樹 種	県 産 材

造作用集成材

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	品 名 ・ 樹 種	見付け材面の寸法・品質・数	厚さ
造作用集成材	④ 図示 (図面番号: A-14)	・ 図示 (図面番号:)	
化粧ばり造作用 集成材	・ 図示 (図面番号:)	・ 図示 (図面番号:)	・ ()
化粧ばり構造用 造作用集成柱	・ 図示 (図面番号:)		・ ()

備 考

設計代表者

設計担当者

SCALE
A2 : N・S
A3 : N・S
DATE

工 事 名 称
成美放課後児童クラブ整備に伴う
津市立成美小学校改修工事

図 面 名 称
建築改修工事特記仕様書 (3)

A-03
原図: A2

田端隆建築設計

三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也

9

環境配慮改修工事

地盤の載荷試験
試験方法 ・ 平板載荷 ・ ()
試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。
位置 ・ 図示 (図面番号:) 載荷荷重 (kN)
報告書 ・ 提出部数 2部

杭地業の工法、寸法
・ 図示 (図面番号:)

杭頭処置
・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地業
範囲 () 図示 (図面番号: A-14) 厚さ (mm) ・ 60 () (100)

捨てコンクリート地業
範囲 () 図示 (図面番号: A-14) 厚さ (mm) ・ 50 () (50)

1 石綿含有建材の除去工事
(9.1.1)

施工調査
・ 石綿含有建材の事前調査
工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告する。

調査範囲 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
貸与資料 ()

・ 分析による石綿含有建材の調査
分析対象
アクテノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト
分析方法
・ JIS A 1481-1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法) による
・ JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法) による
・ JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率の×線回析定量分析方法) による
・ JIS A 1481-4 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第4部:質量法及び顕微鏡法によるアスベストの定量分析方法) による

材料名	定性分析	定量分析
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()
	・ 箇所数 ()	・ 箇所数 ()

サンプル数 1箇所あたり3サンプル
採取箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

・ 石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
	測定 4		負圧・除じん装置の排出吹出し口	出口吹出し風速1m/s 以下の位置 計 点
	測定 5		処理作業室外 (敷地境界)	計 点
	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
	測定 7	処理作業後シート撤去後 1週間以降	処理作業室内	計 点
	測定 8		調査対象室外部の付近	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47
試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ・ ()	・ 5 ・ ()	・ 10 ・ ()
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・ ()	・ 120 ・ ()	・ 240 ・ ()

(9.1.3) ・ 石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(2) (7)による ・ ()
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止
・ 湿潤化 ・ 固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

(9.1.4) ・ 石綿含有保温材等の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
除去方法 ・ 改修標準仕様書9.1.4(1)による ・ ()
除去した石綿含有保温材等の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

(9.1.5) ・ 石綿含有成形板の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
石綿含有せっこうボードの処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場)
石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板の処分
・ 埋立処分 (安定型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

・ 石綿含有仕上塗材の除去
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号:)
除去した石綿含有仕上塗材等の処分
・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融又は無害化による)

※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」(平成29年5月30日付け環水大発第1705301号)及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」(平成28年4月28日 国立研究開発法人 建築研究所)に基づき適切に処理すること。

2 断熱アスファルト防水改修工事
(9.2.1)～(9.2.3)

改修特記仕様書3章による

3 外断熱改修工事
(9.3.2)

断熱材

種類	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ロックウール断熱材	
・ グラスウール断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

外装材

種類	防火性能	備考

(9.3.3) 既存外壁の措置
既存外壁仕上げ材の撤去 ・ あり ・ なし
下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない
欠損部の改修工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法 ・ ()

(9.3.4) 工法
通気層の有無 ・ あり (mm) ・ なし
断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による ・ ()
外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による ・ ()
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力に対応した工法)
・ 適用しない
不陸等の下地調整 ・ 行う

4 断熱・防露改修工事
(9.5.2)

・ 断熱材打込み工法

種類	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (スキンなし)	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	
・ フェノールフォーム断熱材	
・ ()	

施工箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

(9.5.3) ・ 断熱材現場発泡工法
断熱材の種類 ・ A種 1 ・ A種 1 H ・ ()
厚さ (mm) ・ 25 ・ 30 ・ ()
施工箇所 ・ 図示 (図面番号:)

・ 現場発泡断熱材 (品質・性能)
工事建築材料等品質性能表による (試験方法)
工事建築材料等品質性能表による

(9.5.4) ・ 断熱材後張り工法

種類	せっこうボード等の張り付け	厚さ [mm]
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ 押出法ポリスチレンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ 硬質ウレタンフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ フェノールフォーム断熱材	・ 有 ・ 無	
・ ()	・ 有 ・ 無	

施工箇所 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

5 屋上緑化改修工事
(9.6.1)
(9.6.2)
(9.6.3)

植栽基盤及び材料
屋上緑化軽量システム
・ 適用する ・ 適用しない
芝及び地被類の樹種並びに種類等 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

工法
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法
・ 適用する (建築基準法に基づき定まる風圧力の (・ 1 ・ 1.15 ・ 1.3) 倍の風圧力及び積雪荷重に対応した工法)
・ 適用しない

かん水装置 ・ 設置する (種類 ・)
既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない

6 透水性アスファルト舗装改修工事
(9.7.2)～(9.7.7)
(9.7.9)

既存舗装の撤去及び再利用 ・ 図示 (図面番号:) ・ ()

路床

路床の材料

種別	材料	厚さ [mm]
・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示 (図面番号:) ・ ()
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 川砂、海砂又は良質な山砂 (7μmふるい通過量10%以下) ・ ()	・ 図示 (図面番号:) ・ ()
・ フィルター層	・ 砂 ・ ()	・ 図示 (図面番号:) ・ ()

路床安定処理
・ 添加材料による安定処理
種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ フライアッシュセメントB種
・ 生石灰 (・ 特号 ・ 1号) ・ 消石灰 (・ 特号 ・ 1号)
添加量 (kg/m2) (目標CBR ・ 5以上 ・)

・ ジオテキスタイル
単位面積質量 ・ 60g/m2以上 ・ ()
厚さ [mm] ・ 0.5～1.0 ・ ()
引張強さ ・ 98N/5cm (10kgf/5cm) 以上 ・ ()
透水係数 ・ 1.5×10⁻⁴ -1cm/sec 以上 ・ ()

試験
路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・ 行う ・ 行わない
路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない
現場CB試験 ・ 行う ・ 行わない

路盤
路盤の構成及び厚さ ・ 図示 (図面番号:) ・ ()
路盤材料
・ 再生材のクラッシャーラン
・ クラッシャーラン鉄鋼スラグ
・ 図示 (図面番号:)
・ ()

試験
路盤締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない

舗装

材料	厚さ [mm]
・ ストレートアスファルト ・ 改質アスファルト (・ I型 ・ II型 ・ ()型)	・ 図示 (図面番号:) ・ ()

試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない
舗装の平たん性 ・ 著しい不陸がないもの ・ ()

備考

田端隆建築設計

三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也

設計代表者

一級建築士 No.352551 田端進也

設計担当者

一級建築士 No.32033 構造設計一級建築士 No.8984 井上貴智

SCALE

A2 : N・S

A3 : N・S

DATE

工事名称

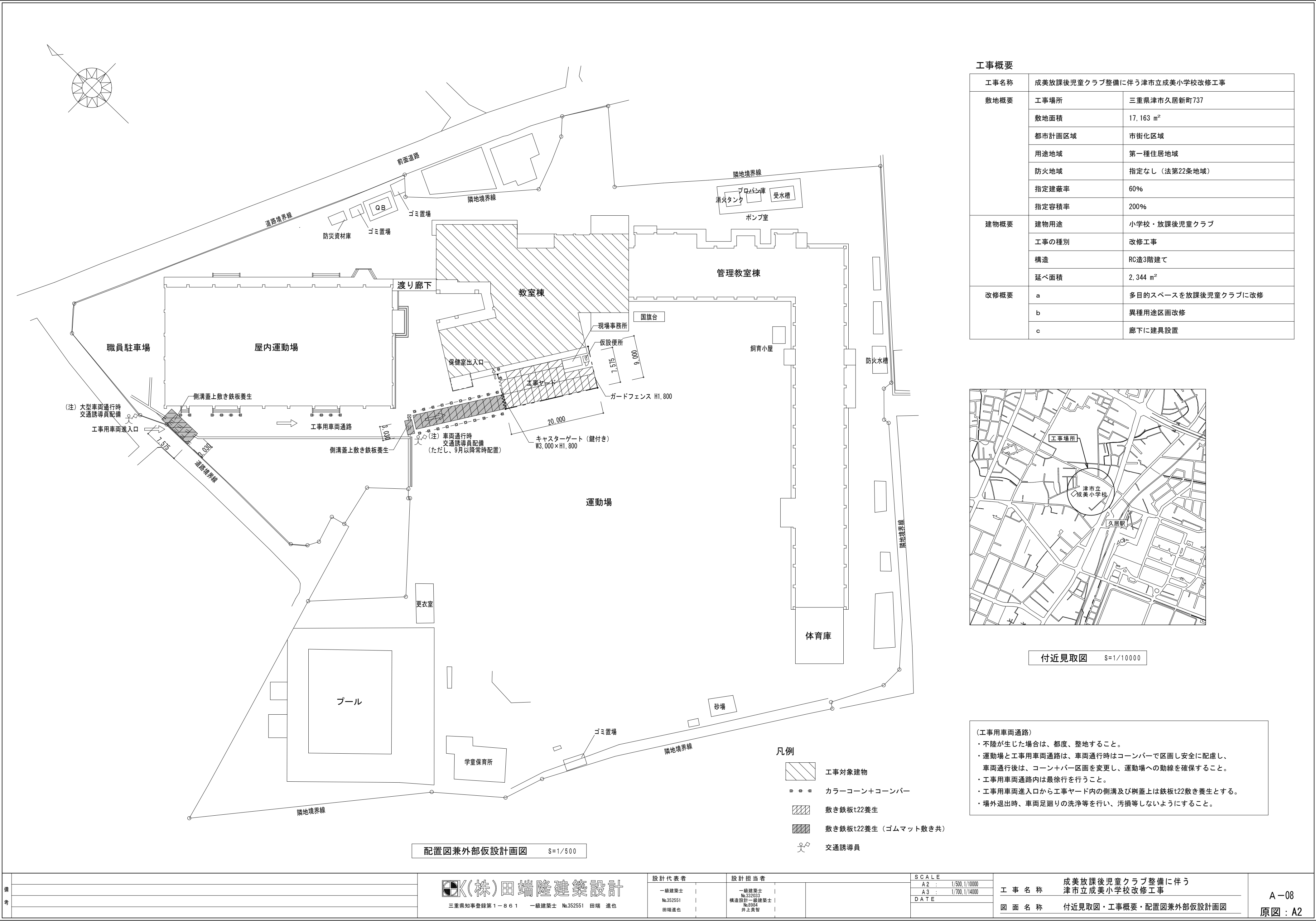
成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事

図面名称

建築改修工事特記仕様書(7)

A-07

原図: A2



工事概要

工事名称	成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事	
敷地概要	工事場所	三重県津市久居新町737
	敷地面積	17,163 m ²
	都市計画区域	市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	防火地域	指定なし（法第22条地域）
	指定建蔽率	60%
建物概要	指定容積率	200%
	建物用途	小学校・放課後児童クラブ
	工事の種別	改修工事
	構造	RC造3階建て
	延べ面積	2,344 m ²
改修概要	a	多目的スペースを放課後児童クラブに改修
	b	異種用途区画改修
	c	廊下に建具設置

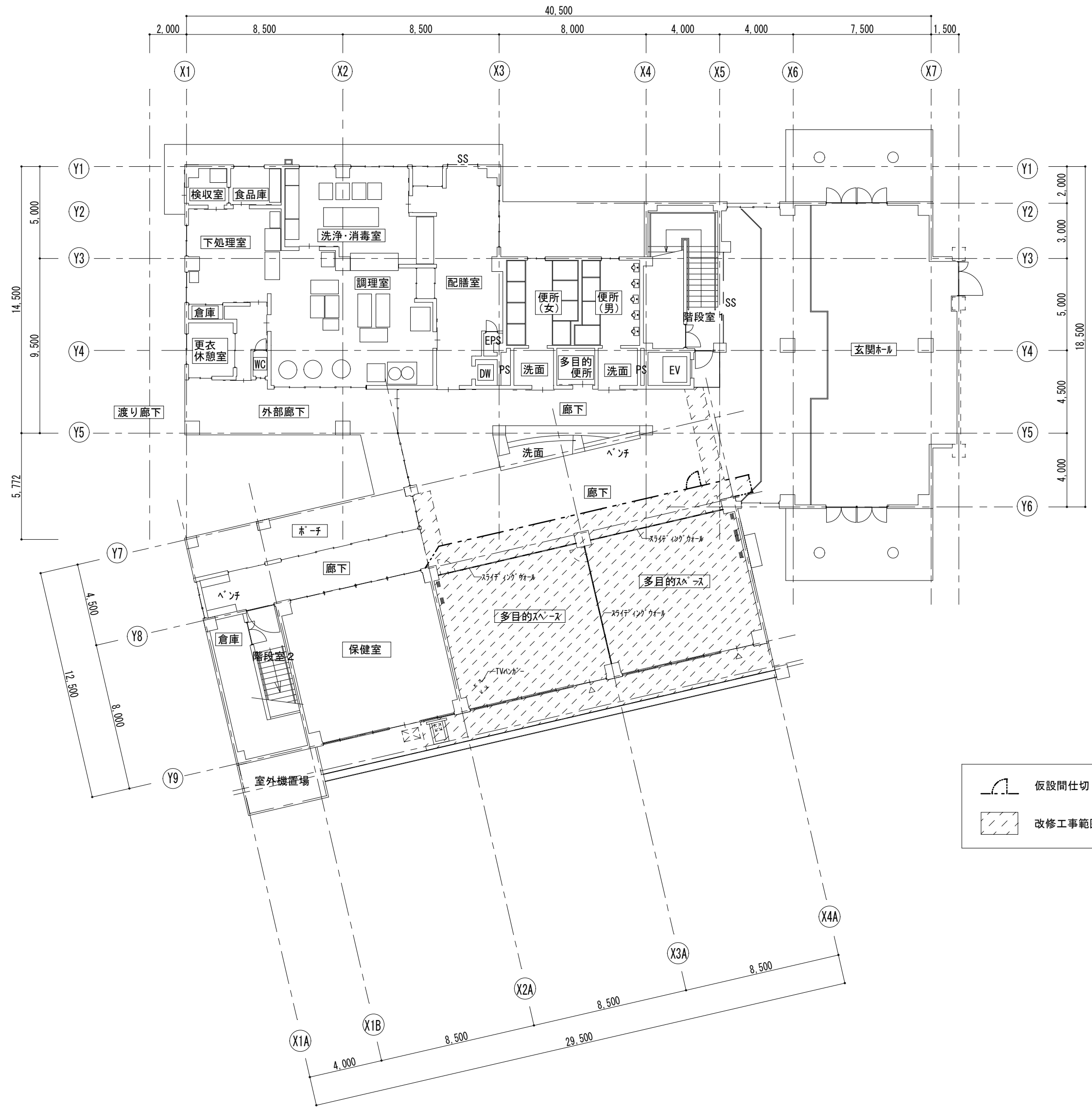


付近見取図 S=1/10000

(工事用車両通路)
・不陸が生じた場合は、都度、整地すること。
・運動場と工事用車両通路は、車両通行時はコーンバーで区画し安全に配慮し、車両通行後は、コーン+バー区画を変更し、運動場への動線を確保すること。
・工事用車両通路内は最徐行を行うこと。
・工事用車両進入口から工事ヤード内の側溝及び樹蓋上は鉄板t22敷き養生とする。
・場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。

内 部 仕 上 表										
階	室 名			床	巾 木	腰	壁	天 井	廻 縁	備 考
1	多目的スペース	改修前	下地	捨てコンクリートt50 【一部撤去】 土間スラブt150 【一部撤去】 主筋:D10、D13交互@200(上下共) 配力筋:D10、D13交互@250(上下共) ポリウレタンフォームt25 【一部撤去】 ポリエチレンフィルムt0.15 砕石敷t100 【一部撤去】 下地モルタルt30 共 床用化粧合板(ラバー付) WX塗装 【一部撤去】	木製 OS CL塗装 【一部撤去】	RC躯体 杉板t12羽目板張り(H=800) OS CL塗装	RC躯体 合板型枠打放し(柱・梁型) AEP塗装 木製胴縁組、7㇑合板t5.5の上 掲示用d2張り	LGS19 【一部撤去】 PBt12.5+岩綿吸音板t9 【一部撤去】	塩ビ製 【一部撤去】	スライディングウォール 【撤去】 スライディングウォール用レール及び下地補強 【一部撤去】 カーテンレール(シングル) 【撤去】
			仕上							
		放課後児童クラブ	改修後	下地	捨てコンクリートt50 【一部新設】 土間スラブt150 【一部新設】 主筋:D10、D13交互@200(上下共) 配力筋:D10、D13交互@250(上下共) ポリスチレンフォームt25 【一部新設】 ポリエチレンフィルムt0.15 再生砕石t100 【一部新設】 下地モルタルt40(ビニル床シート下) 直均し 【一部新設】 下地モルタルt30(床用化粧合板下) 直均し 【一部新設】 ビニル床シートt2.5 【一部新設】 床用化粧合板t12 【一部新設】	木製 OS CL塗装 【一部新設】 ビニル巾木 H100 【一部新設】	LGS65(異種用途区画の間仕切壁下地は梁下まで) 【新設】 強化PBt12.5二重張り(梁下まで) 【新設】の上 不燃ビニルクロス張り 耐水合板t12+シージングPBt12.5+メラミン化粧板t3.0張り 【新設】	LGS65(異種用途区画の間仕切壁下地は梁下まで) 【新設】 強化PBt12.5二重張り(梁下まで) 【新設】の上 不燃ビニルクロス張り シージングPBt12.5 EP塗装 【新設】 耐水合板t12+シージングPBt12.5+メラミン化粧板t3.0張り 【新設】	LGS19 【一部新設】 PBt12.5+岩綿吸音板t9 【一部新設】 下がり天井側面:PBt12.5 EP塗装 【一部新設】	塩ビ製 【一部新設】
廊 下		改修前	下地	下地モルタルt30 【一部撤去】 床用化粧合板(ラバー付) WX塗装 【一部撤去】				LGS19 【一部撤去】 化粧PBt9.5 【一部撤去】		
			仕上							
		改修後	下地	下地モルタルt30(床用化粧合板下) 直均し 【一部新設】 床用化粧合板t12 【一部新設】	ビニル巾木 H100 【一部新設】	LGS65(異種用途区画の間仕切壁下地は梁下まで) 【新設】 強化PBt12.5二重張り(梁下まで) 【新設】の上 EP塗装	LGS65(異種用途区画の間仕切壁下地は梁下まで) 【新設】 強化PBt12.5二重張り(梁下まで) 【新設】の上 EP塗装	LGS19 【一部新設】 化粧PBt9.5 【一部新設】	塩ビ製 【一部新設】	アコーディオンカーテン(2か所) 【新設】 天井点検口 【新設】

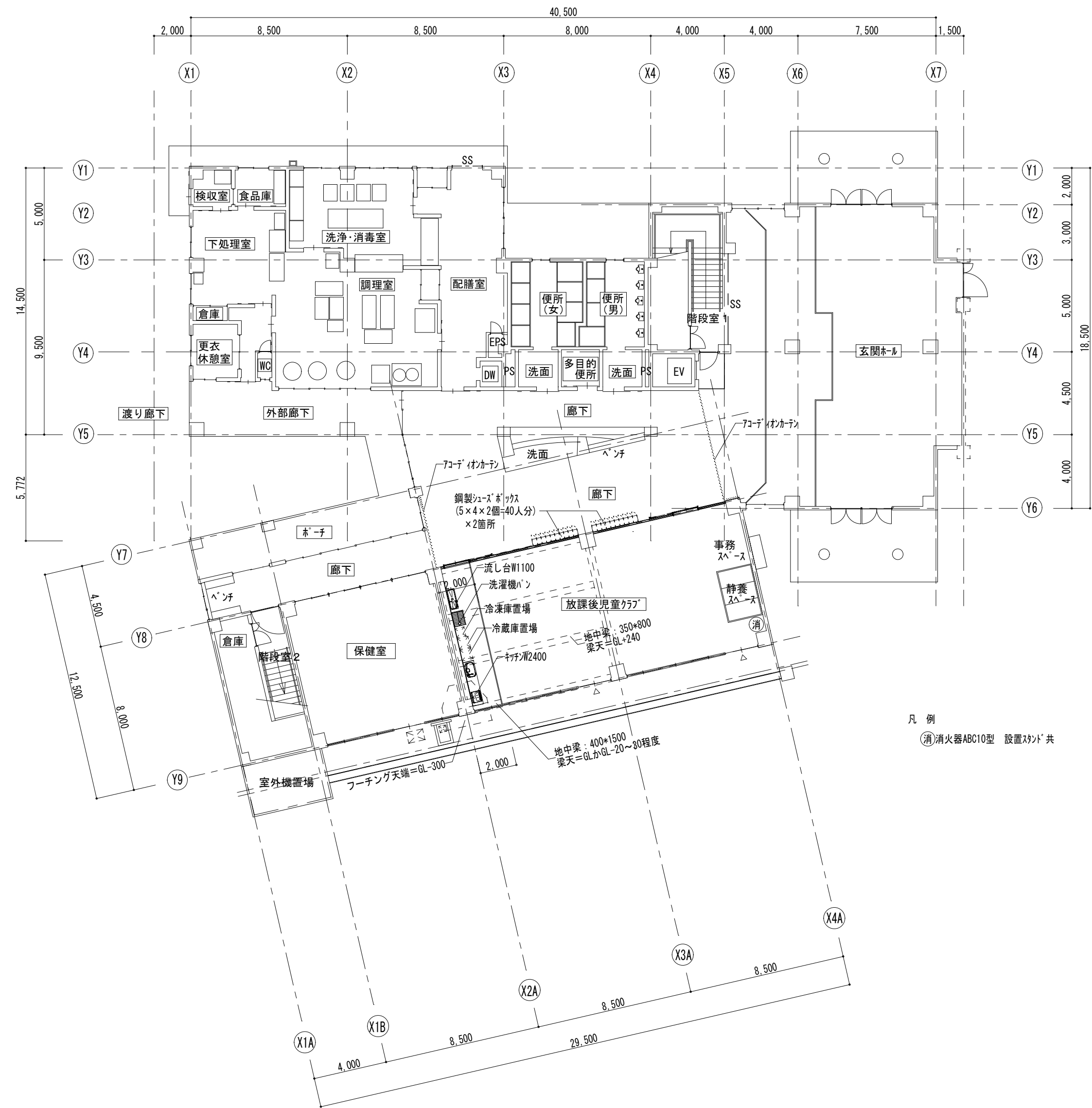
外 部 仕 上 表			
犬走り	改修前	下地	捨てコンクリートt50 【一部撤去】 土間スラブt150 【一部撤去】 主筋：D13@150(上下共) 配力筋：D10@200(上下共) 砕石敷t100 【一部撤去】
		仕上	コンクリート金ゴテ仕上げ【一部撤去】
	改修後	下地	捨てコンクリートt50 【一部新設】 土間スラブt150 【一部新設】 主筋：D13@150(上下共) 配力筋：D10@200(上下共) 再生砕石t100 【一部新設】
		仕上	コンクリート金ゴテ仕上げ【一部新設】



1階平面図（改修前）兼内部仮設計画図

$$S = 1/200$$

外部仮設計画については、A-08図を参照のこと



1階平面図（改修後） S=1/200

田端隆建築設計
三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也

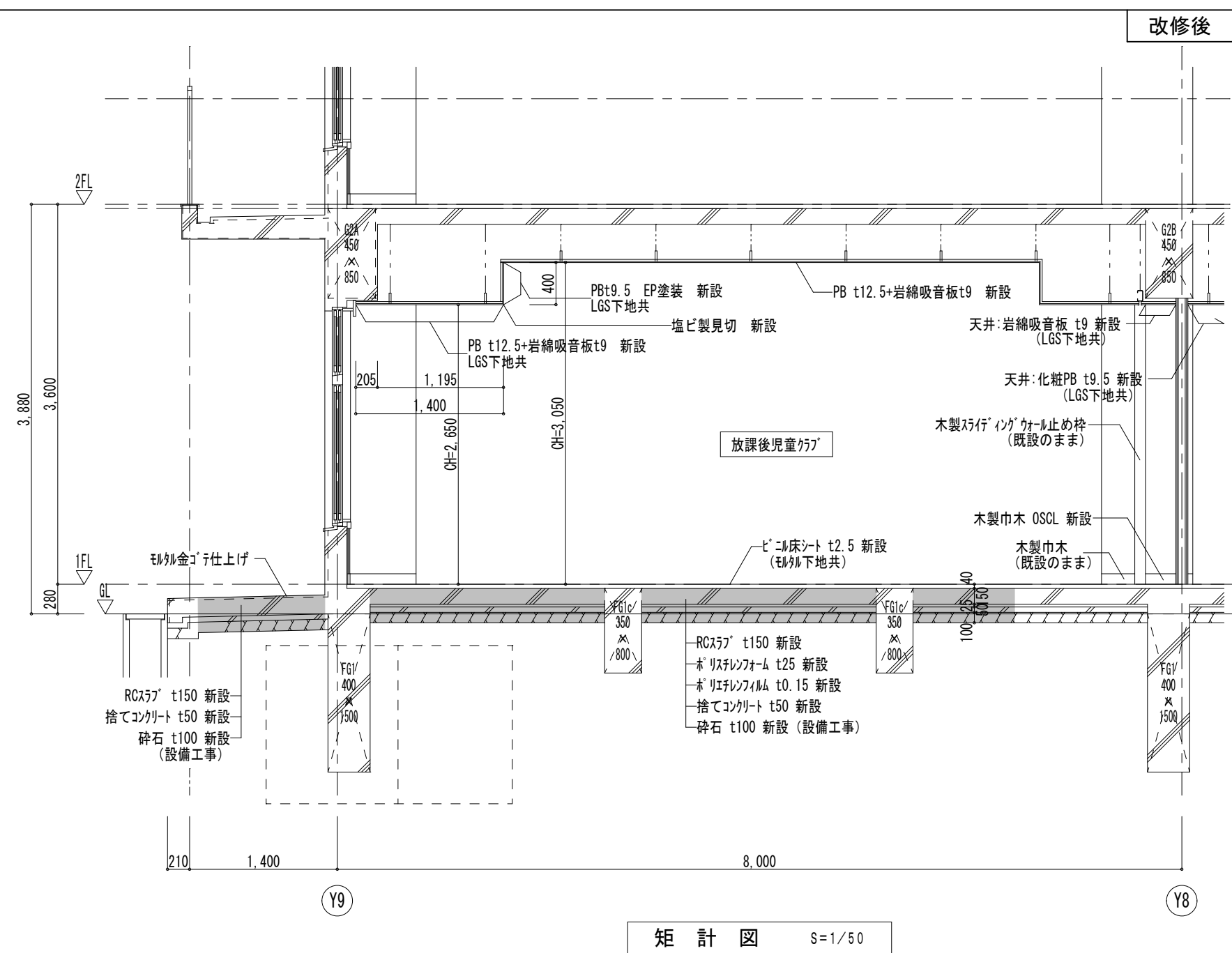
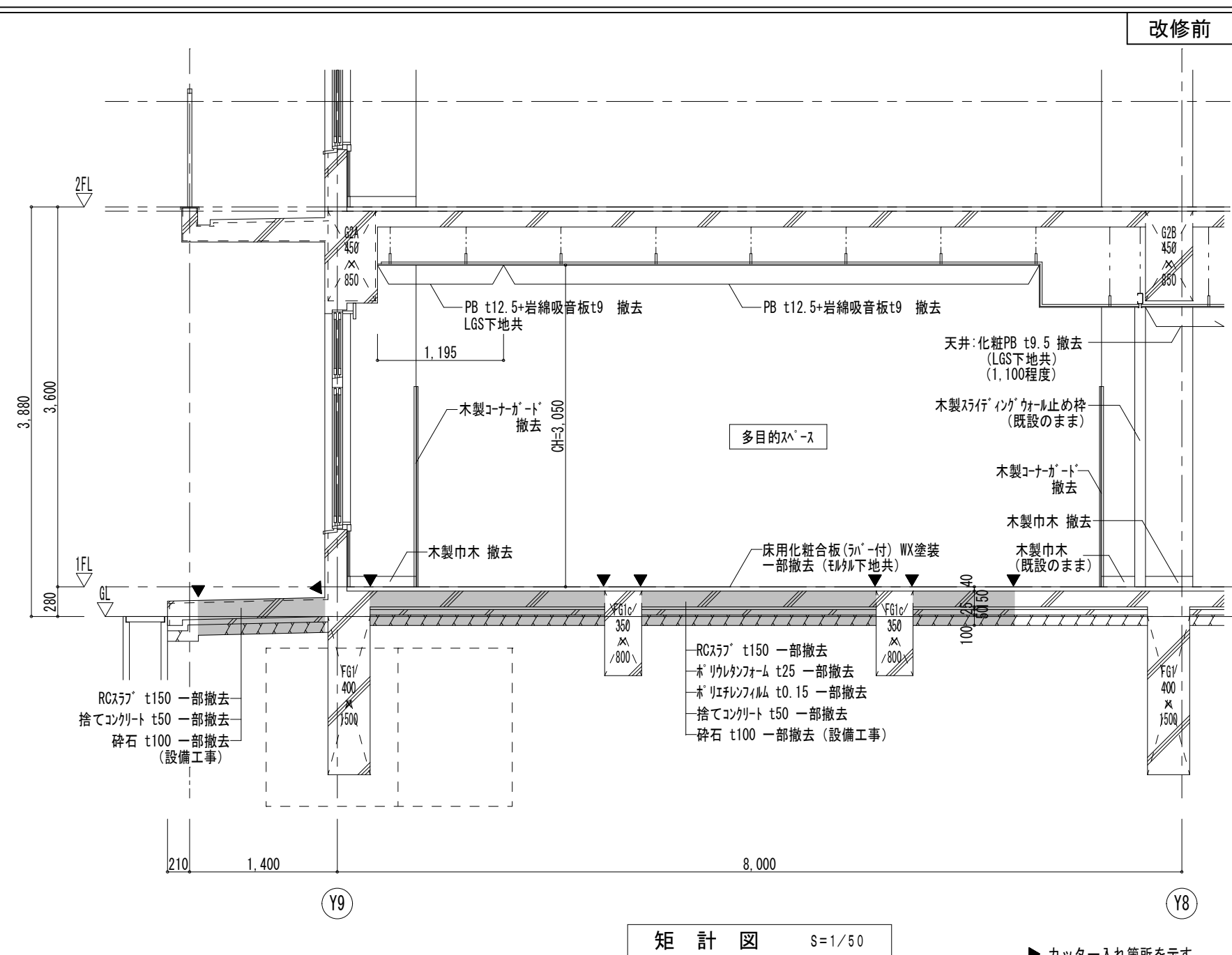
設計代表者
一級建築士
No.352551
田端進也

設計担当者
一級建築士
No.220233
構造設計一級建築士
No.8984
井上貴智

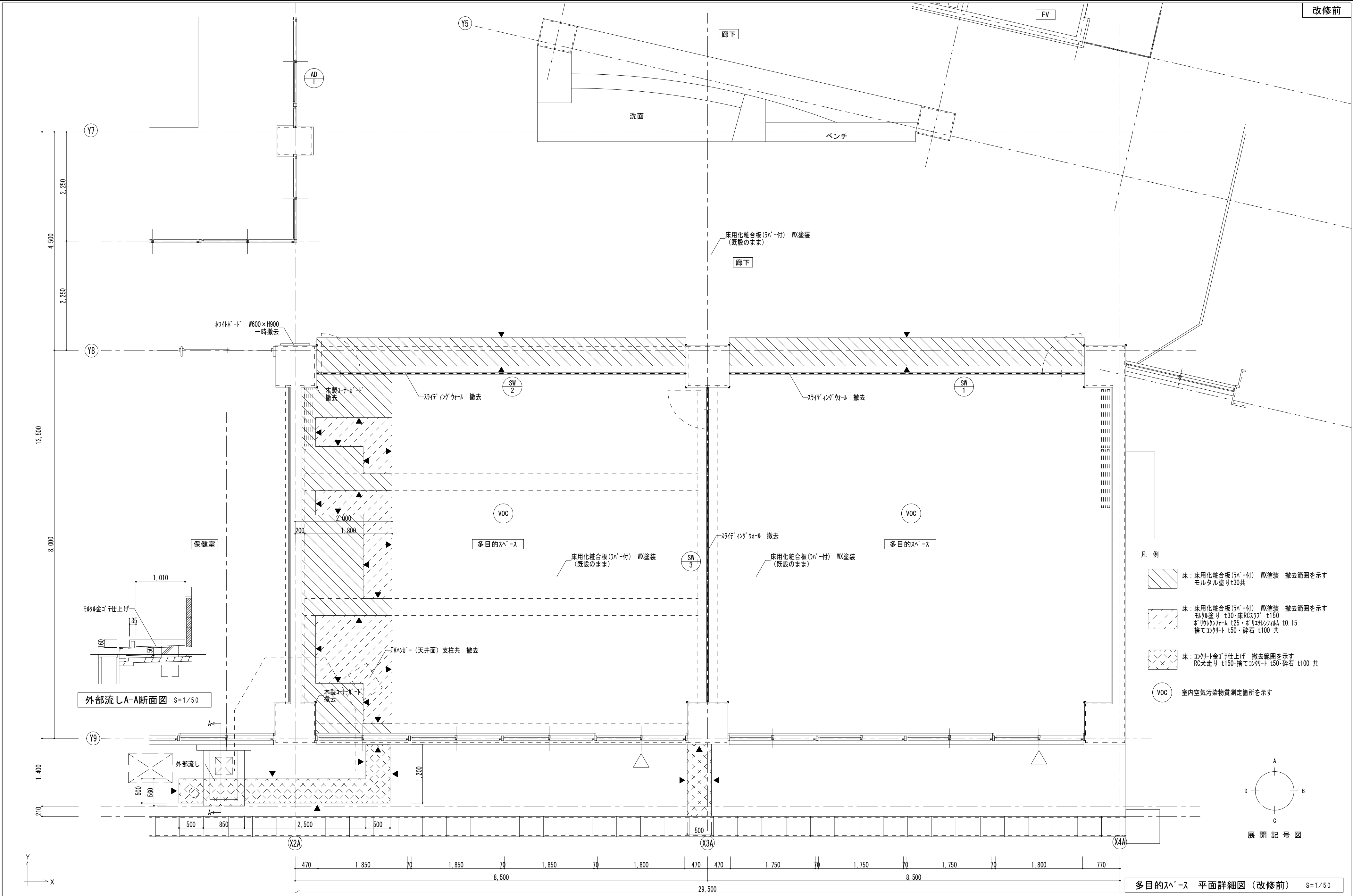
SCALE
A2 : 1/200
A3 : 1/280
DATE

工事名称 成美放課後児童クラブ整備に伴う
津市立成美小学校改修工事

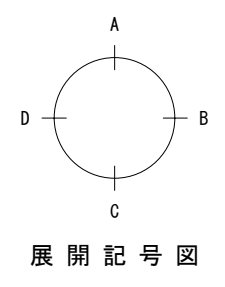
図面名称 1階平面図（改修後）



		 K(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也	設計代表者		設計担当者		SCALE	工 事 名 称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事	図 面 名 称 立面図・矩計図（改修前・改修後）	A-12 原図：A2
			一級建築士 No.352551 田端進也		一級建築士 No.332033 構造設計一級建築士 No.8984 井上貴智		A2 : 1/50 A3 : 1/70			
							DATE			

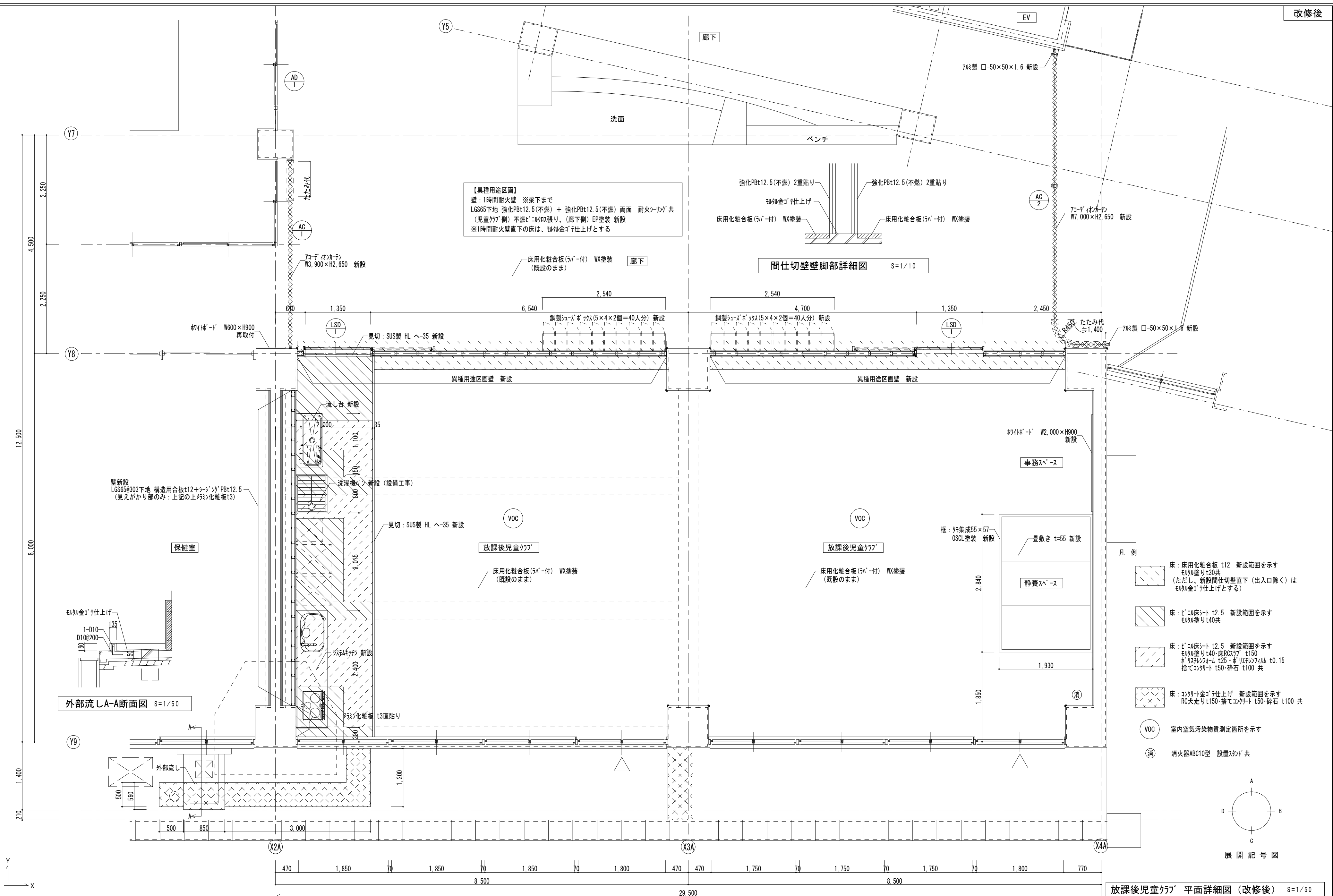


- 凡 例
- 床：床用化粧合板(5n'-付) WX塗装 撤去範囲を示す
モルタル塗り t30 共
 - 床：床用化粧合板(5n'-付) WX塗装 撤去範囲を示す
モルタル塗り t30・床RCスラブ t150
ポリレタフォーム t25・ポリスチレンフォーム t0.15
捨てコンクリート t50・砕石 t100 共
 - 床：コンクリート金ゴテ仕上げ 撤去範囲を示す
RC大走り t150・捨てコンクリート t50・砕石 t100 共
 - VOC 室内空気汚染物質測定箇所を示す



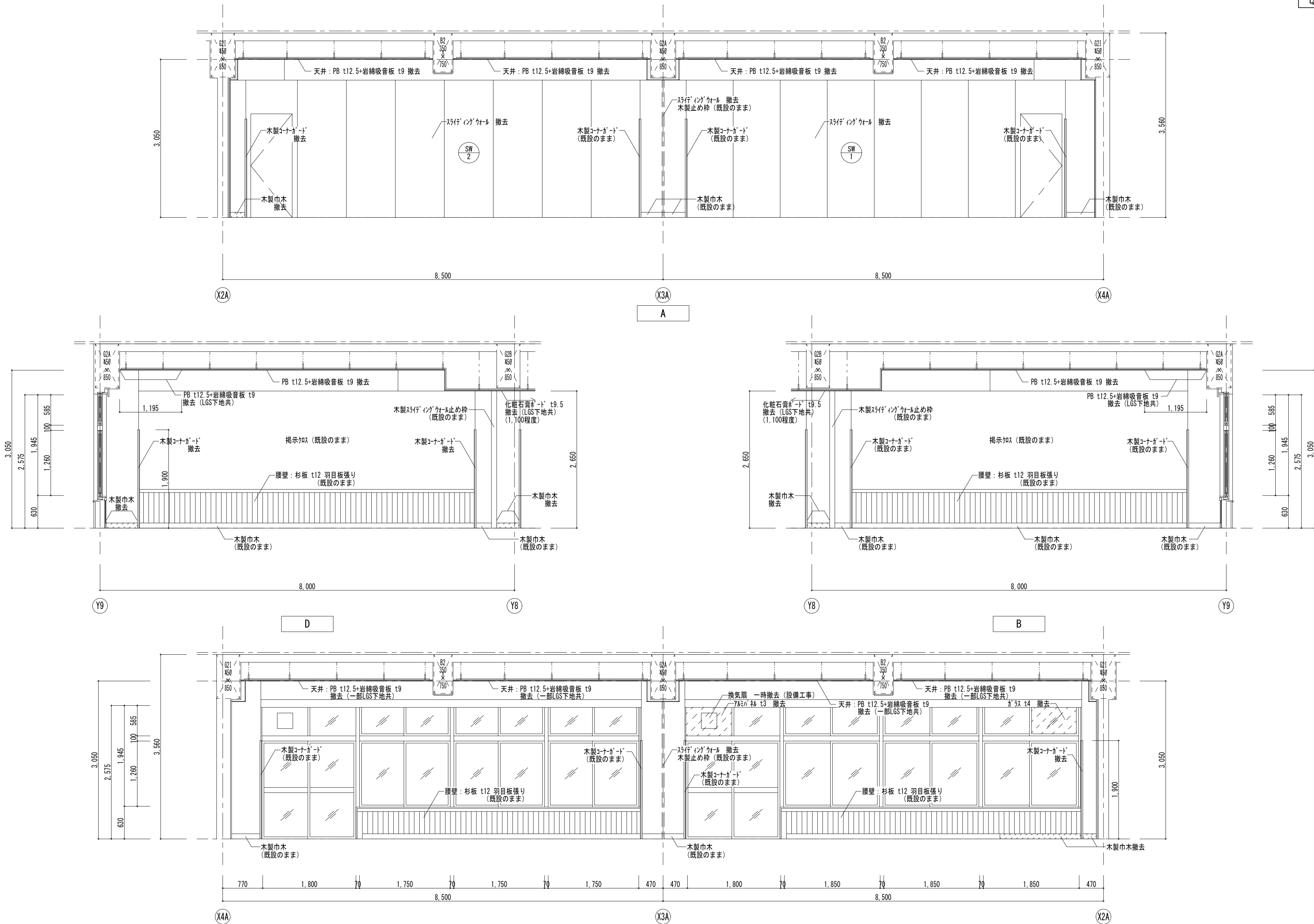
多目的スペース 平面詳細図 (改修前) S=1/50

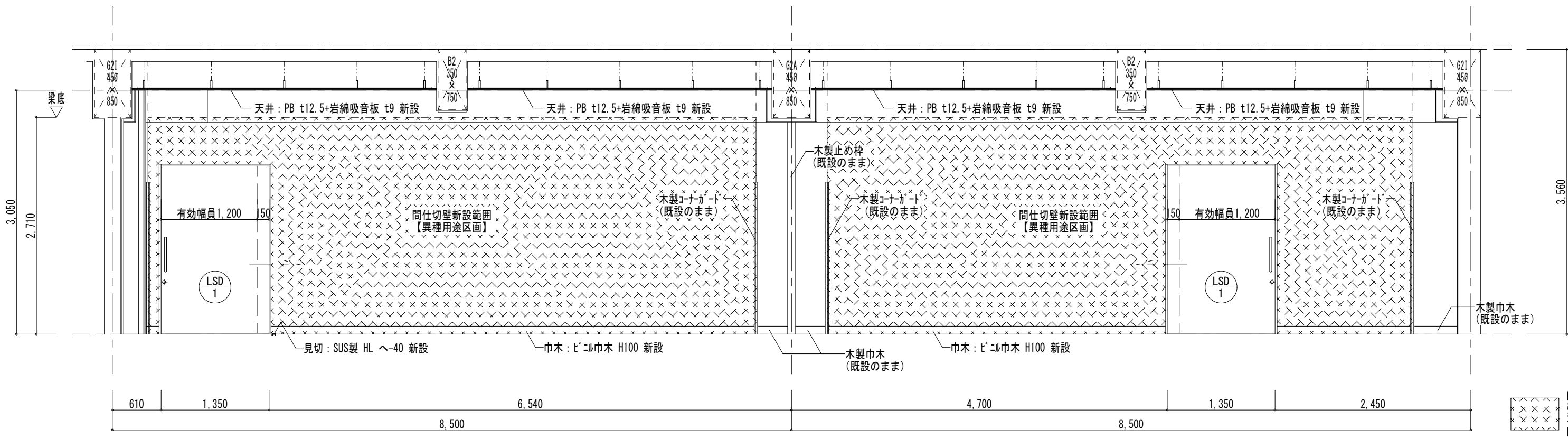
備考	1階床はスラブ構造とする（主筋（Y）方向：D10,D13@200（上下共）配力筋（X）方向：D10,D13@250（上下共））		 (株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也	設計代表者		設計担当者		SCALE		工 事 名 称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事	図 面 名 称 多目的スペース平面詳細図（改修前）	A-13 原図：A2
	▶ カッター入れ箇所を示す			一級建築士 No.352551 田端進也		一級建築士 No.352033 構造設計一級建築士 No.8984 井上貴智		A2：1/50 A3：1/70 DATE				



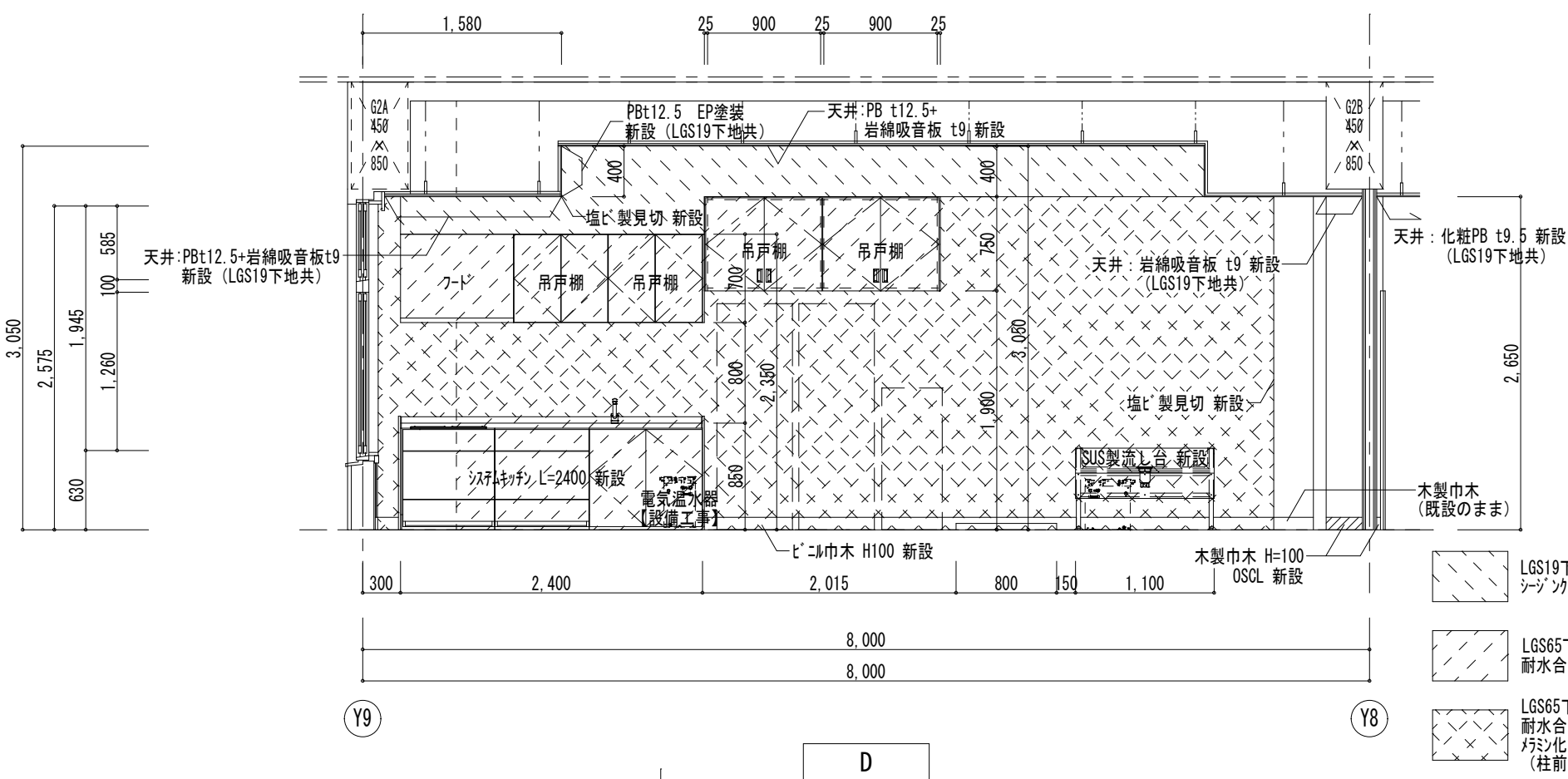
放課後児童クラブ 平面詳細図（改修後） S=1/50

備考	1階床はスラブ構造とする (主筋 (Y) 方向: D10, D13@200 (上下共) 配力筋 (X) 方向: D10, D13@250 (上下共))	 K (株) 田端隆建築設計 三重県知事登録第 1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也	設計代表者		設計担当者		SCALE	工事名称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事 図面名称 放課後児童クラブ平面詳細図 (改修後)	A-14 原図: A2
	(犬走り部 主筋 (Y) 方向: D13@150 (上下共) 配力筋 (X) 方向: D10@200 (上下共))		一級建築士		一級建築士		A2 : 1/50		
			No.352551		No.32033		A3 : 1/70		
			田端進也		構造設計→一級建築士 No.8984 井上真智		DATE		





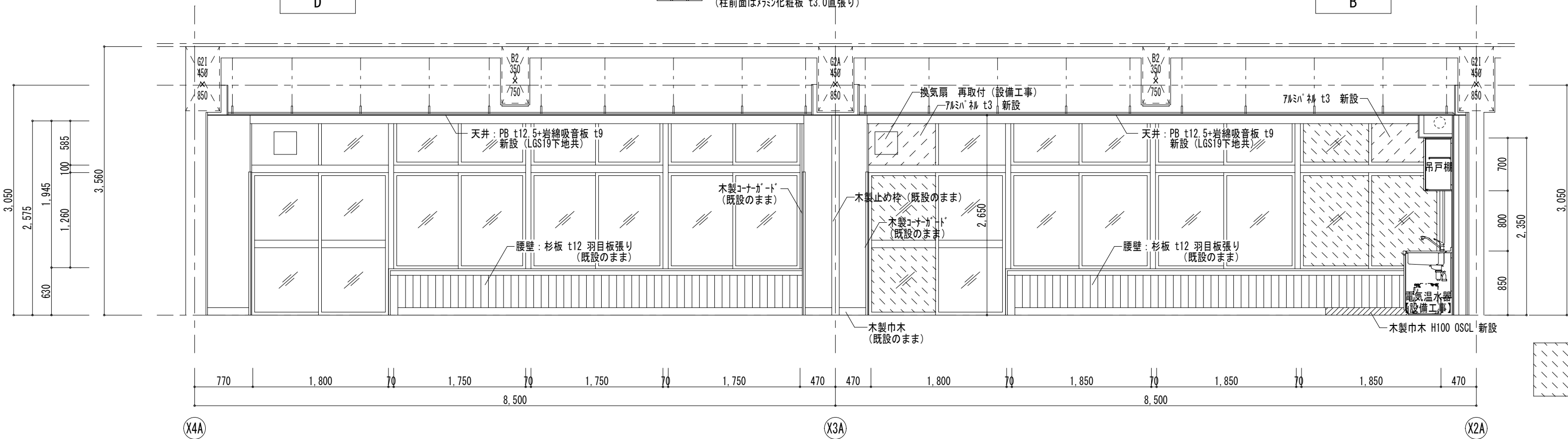
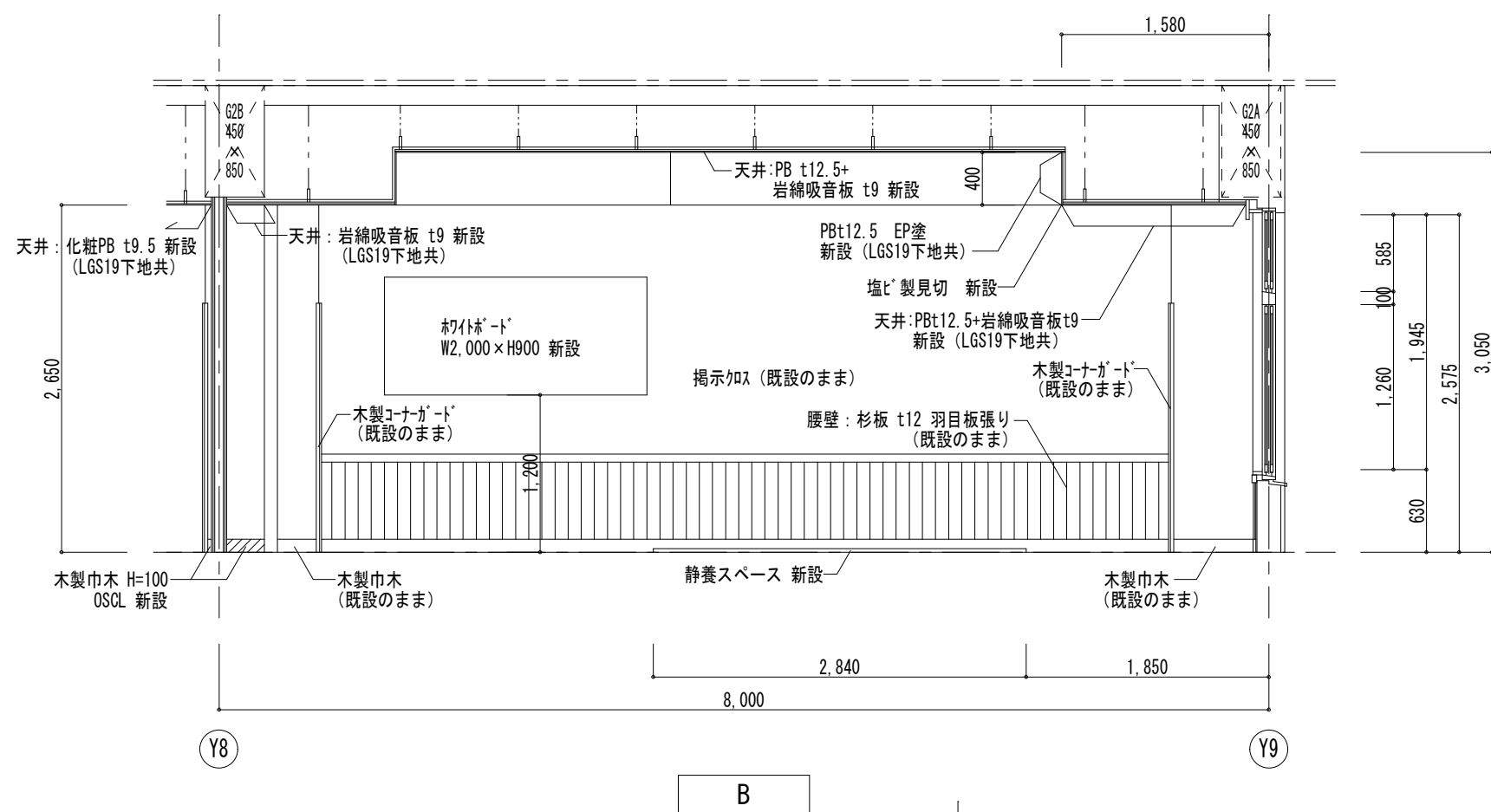
LGS65下地
強化Pbt12.5+強化Pbt12.5 (両面2重張り) の上
不燃ビニル張り (放課後児童クラブ側)
EP塗装 (廊下側)



LGS19下地
シーリング PB t12.5 EP塗装

LGS65下地
耐水合板 t12+シーリング PB t12.5

LGS65下地
耐水合板 t12+シーリング PB t12.5の上
ガラス化粧板 t3.0張り (柱前面はガラス化粧板 t3.0直張り)



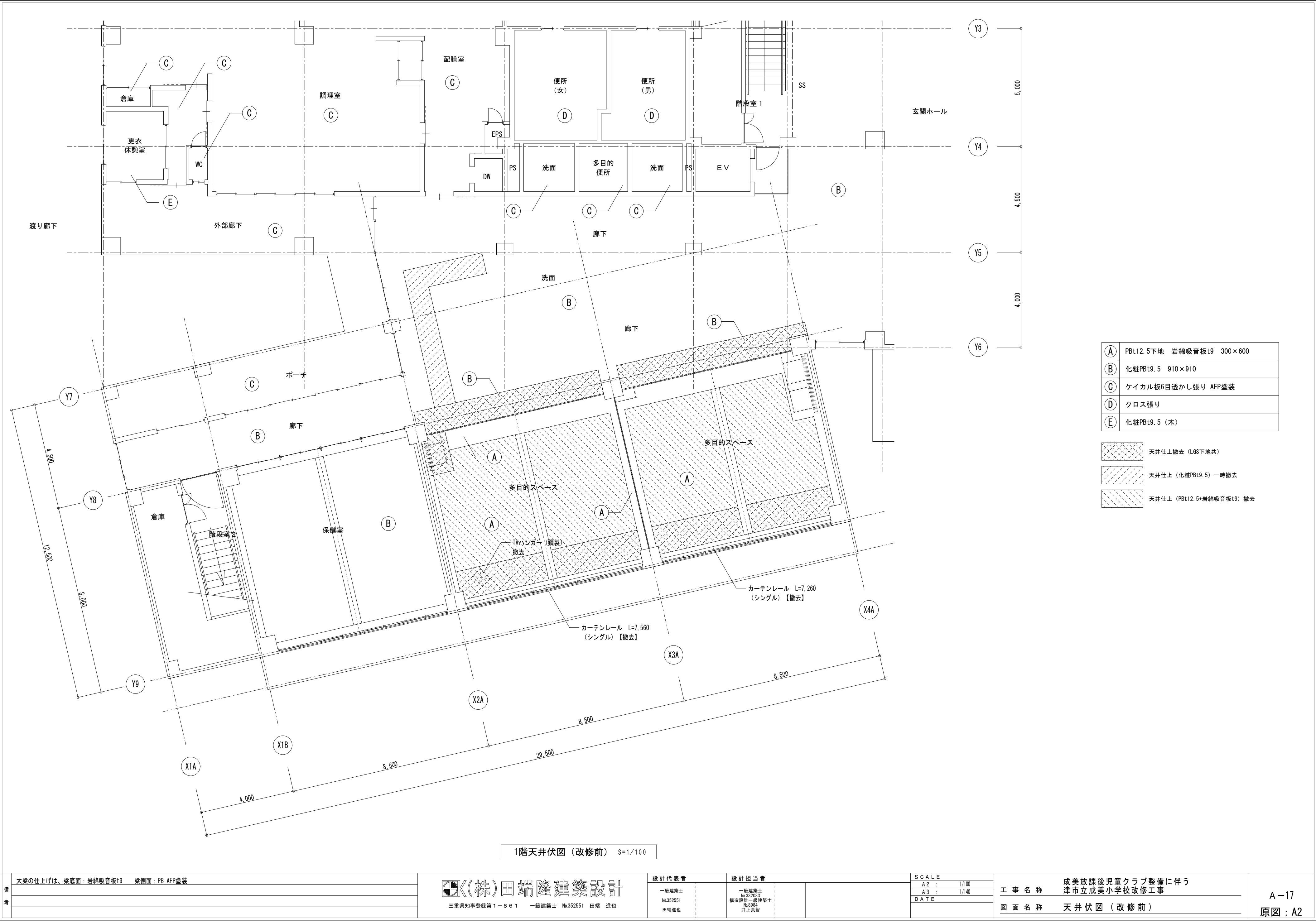
備考	

 (株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者
一級建築士 No.352551 田端進也	一級建築士 No.320293 構造設計一級建築士 No.8984 井上真智

SCALE
A2 : 1/50
A3 : 1/70
DATE

工事名称	成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事
図面名称	展開図 (改修後)



Ⓐ	PBt12.5下地 岩綿吸音板t9 300×600
Ⓑ	化粧PBt9.5 910×910
Ⓒ	ケイカル板6目透かし張り AEP塗装
Ⓓ	クロス張り
Ⓔ	化粧PBt9.5（木）

- 天井仕上撤去（LGS下地共）
- 天井仕上（化粧PBt9.5）一時撤去
- 天井仕上（PBt12.5+岩綿吸音板t9）撤去

1階天井伏図（改修前） S=1/100

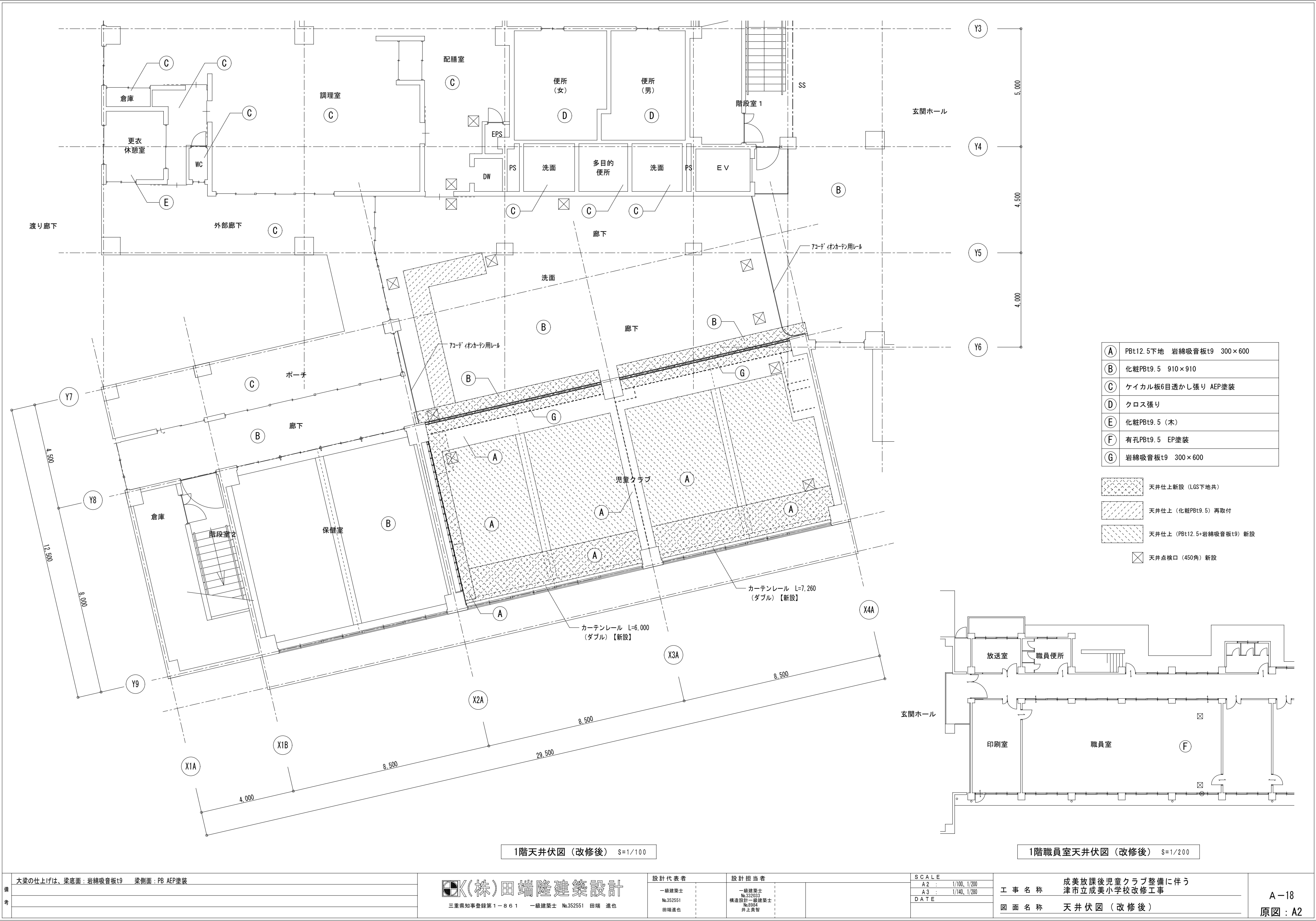
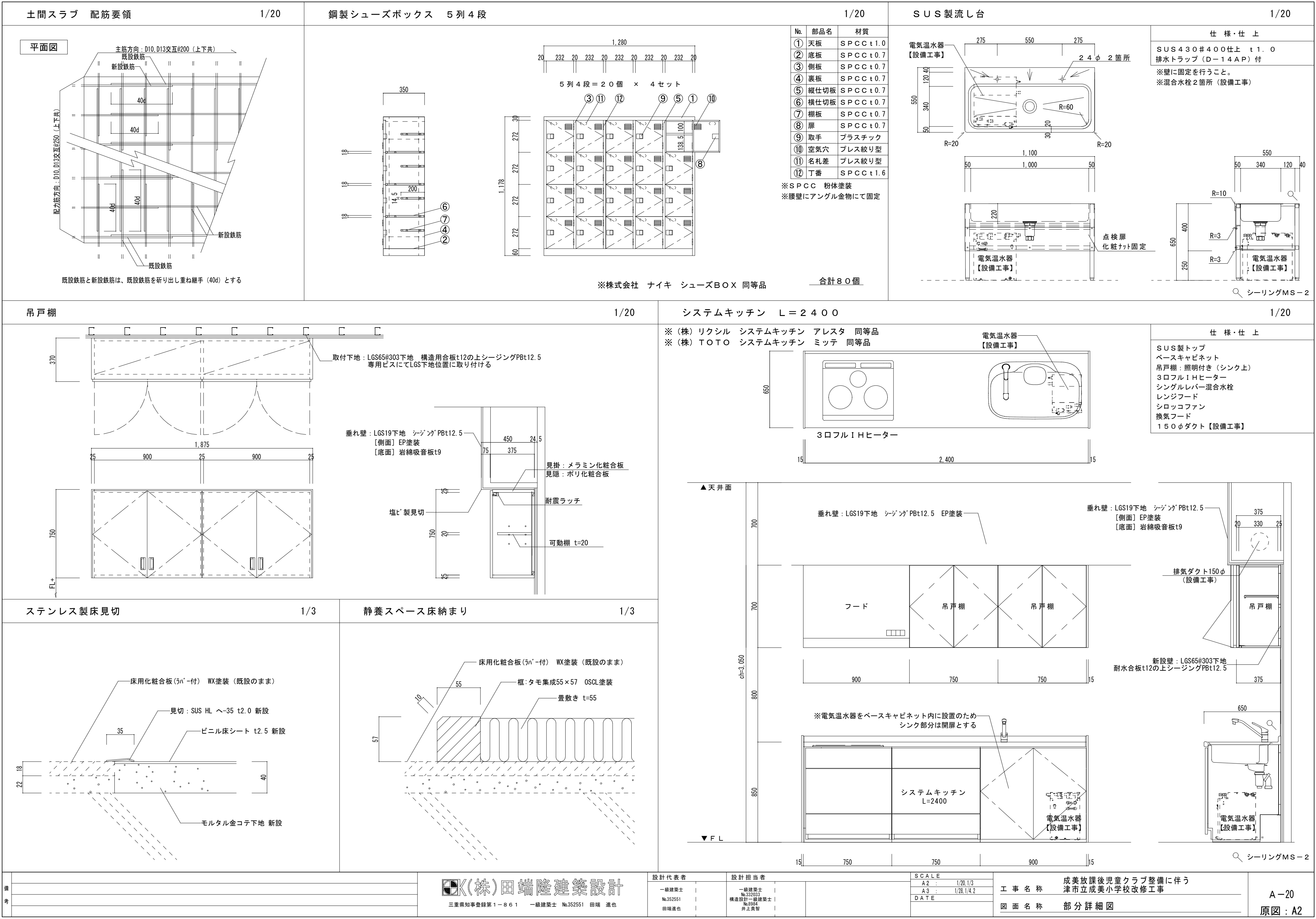


Table with 2 columns: Material/Finish and Notes. Row 1: 大梁の仕上げは、梁底面：岩綿吸音板t9 梁側面：PB AEP塗装. Row 2: 備考

Table with 2 columns: Design Representative and Design Responsible. Row 1: 設計代表者 (一級建築士 No.352551 田端進也) and 設計担当者 (一級建築士 No.322033 横道設計一級建築士 No.8984 井上貴智).

Table with 3 columns: Scale, Date, and Project Name. Row 1: SCALE (A2: 1/100, 1/200; A3: 1/140, 1/280), DATE, and 工事名称 (成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事).

符 号	SW 1	SW 2	SW 3	各1ヶ所	AD 1	1ヶ所	LSD 1	2ヶ所
使用場所	多目的スペース				廊下		放課後児童クラブ	
姿 図								
見込み					100		枠:220 戸:40	
種 別	可動間仕切り				引違い欄間付き引違いアルミサッシ・FIX欄間付き片引きアルミドア		軽量鋼製片引き戸（戸袋無し）【常時閉鎖式 特定防火設備 告示1369号】	
仕 上 げ	化粧銅板、掲示クロス				シルバー		枠 溶融亜鉛メッキ鋼板 t1.6、扉 表面:化粧銅板 t0.6	
硝 子					扉t4 欄間t5		-	
附属金物	付属金物一式				シリンダーサムターン錠 SUS巾木 水切り 付属金物一式		ステンレス製引き棒 シリンダー錠 サムターン 戸当りゴム 自閉装置	
備 考	可動間仕切り及び扉は全て撤去とし、軽量鉄骨下地取合部レール及びC形鋼下地は一部撤去とする。				アルミ額縁			
符 号	AC 1				1ヶ所	AC 2	1ヶ所	
使用場所	廊下				廊下			
姿 図								
見込み	枠:50				枠:50			
種 別	片引きアコーディオンカーテン				引き分けアコーディオンカーテン			
仕 上 げ	レザー（塩化ビニル樹脂等）				レザー（塩化ビニル樹脂等）			
硝 子	-				-			
附属金物	H型レール アルミ縦力マチ 樹脂製取手 クッションゴム マグネット マグネットキャッチ				H型レール アルミ縦力マチ 樹脂製取手 クッションゴム マグネット マグネットキャッチ 丸落とし			
備 考	框固定金物				框固定金物 天井懐内取付補強金物（収納時のたたみ代部分のみ）			
アコーディオンカーテン格納部断面詳細図 1/5								
備 考					設計代表者		設計担当者	
				一級建築士 No.352551 田端 進也		一級建築士 No.332033 構造設計一級建築士 No.8984 井上 貴智		
				三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也		SCALE A2 : 1/50,1/5,1/100 A3 : 1/70,1/7,1/140 DATE		
						工 事 名 称 成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事		
						図 面 名 称 建具表		
						A-19 原図 : A2		



ステンレス製床見切1/3

床用化粧合板（5ハ-付） WX塗装（既設のまま）

見切：SUS HL へ-35 t2.0 新設

ビニル床シート t2.5 新設

モルタル金コテ下地 新設

静養スペース床納まり1/3

床用化粧合板（5ハ-付） WX塗装（既設のまま）

枠：タモ集成55×57 OSCL塗装

畳敷き t=55

▲天井面

垂れ壁：LGS19下地 シージングPBt12.5 EP塗装

垂れ壁：LGS19下地 シージングPBt12.5
【側面】EP塗装
【底面】岩綿吸音板t9

排気ダクト150φ
（設備工事）

吊戸棚

新設壁：LGS65#303下地
耐水合板t12の上シージングPBt12.5

吊戸棚

電気温水器
【設備工事】

システムキッチン
L=2400

電気温水器
【設備工事】

シリングMS-2

▼FL

設計代表者

設計担当者

SCALE

工事名称

図面名称

備考

一級建築士
No.352551
田端進也

一級建築士
No.352033
構造設計一級建築士
No.8984
井上貴智

A2 : 1/20, 1/3
A3 : 1/28, 1/4, 2
DATE

成美放課後児童クラブ整備に伴う
津市立成美小学校改修工事

部分詳細図

田端隆建築設計

三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也

A-20
原図：A2

電気設備工事特記仕様書	
Ⅰ. 工事概要	
1. 工事名称	成美放課後児童クラブ整備に伴う津市立成美小学校改修工事
2. 工事場所	津市 久居新町 地内
3. 建物概要	校舎 R0造 3階建 延べ面積2,344㎡ 用途区分(7)項
4. 工事種目	用途区分は消防法施行令別表第一による表記
下記において●印を付した工事を対象とする。	
●電力設備 ・受変電設備 ・電力貯蔵設備 ・発電設備	
●通信・情報設備 ・中央監視制御設備 ・医療関係設備	
●構内配電線路 ●構内通信線路 ・その他	
Ⅱ. 共通仕様	
図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。	
・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修	
「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版）	
「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気(機械)設備工事編 各平成31年版）	
「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編 各平成31年版）	
・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）	
・電気工事業の業務の適正化に関する法律	
・電気工事法	
・労働安全衛生法	
・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）	
・電力会社供給約款	
・その他関連法令、関連諸基準	
Ⅲ. 特記仕様	
1. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 一般事項	
(1) 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。	
(2) 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうると予想される場合については、その都度、監督員と協議すること	
なお、設計図書のとりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。	
(3) 他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。	
2. 足場	
設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。	
足場（つり足場、張出し足場又は高さが1.0m以上の足場で、組立から解体までの期間が60日以上のものに限る）の組立て後、市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に関し十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。	
1）足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者	
2）労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者	
3）全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のために行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1）又は2）に掲げる者と同等の知識・経験を有する者	
3. 三重県産業廃棄物税	
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。	
なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。	
4. 電気工作物の種類	・一般電気工作物 ●自家用電気工作物
5. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
6. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
7. 電気保安技術者	電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。
なお、電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。	

8. 品質管理	工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。
9. 出来形管理	以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。
① 各種盤据付	耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） 基礎寸法 水平垂直
② 配管・配線工事	支持間隔
③ スイッチ類の取付高さ	
10. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
また、照度計、騒音計、振動レベル計等の特定計量器を用いて計測する場合は、計量法に基づく検定に合格し、かつ検定有効期限内のものを使用する。	
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。
なお、書類の作成においては、関連する関係者と十分に調整すること。	
① 総合施工計画書	包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。
② 工種別施工計画書（施工要領書）	各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。
③ 施工図（プロット図、平面図、展開図、各種詳細図）	主要機器、重量機器等については、固定方法の詳細図を作成し、十分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。
④ 耐震計算書	
12. 機材等	工事に使用する材料及び機器等については、次の書類を提出する。
① 機器明細図	
② 各種計算書	設計図書による他、監督員の指示による。
13. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成31年版））に従い撮影すること。
なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について（平成29年3月1日付け国営整第211号）」による。	
14. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。
(1) 施工可能日	・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定日（・施設休業日 ●打ち合わせ ・その他（ ））
(2) 施工可能時間帯	・指定なし ・一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ●指定あり 指定時間（・（ ）時～（ ）時 ●打ち合わせ ・その他（ ））
(3) その他	（ ）
15. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。
なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。	
16. 発生材の処理等	(1) 引き渡しを要するものは下記のとおりとし、それ以外は別途監督員の指示による。（ ）
(2) 特別管理産業廃棄物	・変圧器 ・コンデンサ ・その他（ ） 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。
なお、施工に際してPCB等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。	
(3) 現場内において再利用を図るもの	・発生土 ・その他（ ）
(4) 再資源化を図るもの	・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材
(5) 水銀使用製品産業廃棄物として取り扱うもの	●蛍光灯 ●HIDランプ（高輝度放電ランプ） ・その他（ ） 「水銀廃棄物ガイドライン」（平成29年6月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき適切に 処理すること。
(6) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。	
また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。	
(7) 引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。	
（マニフェストA、B2、D票を提示すること。）	

17. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。
なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。	
●消防設備関係 ・電気工作物関係 ・受電関係 ・通信関係 ・建設工事関係 ・その他（ ）	
18. 消防法関係の手続き	(1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ●本工事（ ・建築工事 ●電気設備工事 ・機械設備工事 ） ・別途工事
(2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。	
19. 工事用仮設物	構内への設置 ●できる（施設管理者と協議） ・できない
20. 工事用電力	構内既存の施設 ・利用できる（ ・有償 ・無償 ） ・利用できない
本工事で新規受電した時からの電力料金は本工事に含まれる。また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の選任及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。	
21. 工事用水	構内既存の施設 ・利用できる（ ・有償 ・無償 ） ・利用できない
22. 工事中等の保安監理	電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
23. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（厚、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
24. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、
25. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
26. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
27. 完成時の操作説明	総合盤等操作に必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
28. 完成図等	作成する（ ・完成図 ・保全に関する資料 ・（ ） ） 完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はC A Dにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は、発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。
29. 完成写真	デジタルカメラで撮影し、全て1版相当サイズで印刷する。
写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。	
30. 不正軽油の使用の禁止	(1) 市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
(2) 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。	
(3) 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じよう管理及び監督しなければならない。	
31. 現場での安全確保（自主施工の原則）	(1) 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。
(2) 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い、指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。	

2. 施工仕様	下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に十分な調査を行うこと。	
(1) 地中埋設管路	1）項 目 ・埋設配管 ・構造物 ・その他（ ） 2）調査範囲 ・埋設ルート ・その他（ ）	
(2) 貫通及びはつり	1）項 目 ●鉄筋 ●配管 ・その他（ ） 2）調査範囲 ●施工部分 ・その他（ ）	
(3) 既設との取合い	1）項 目 ●接続箇所 ●増設箇所 ・その他（ ） 2）調査範囲 ●施工部分 ・その他（ ）	
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認等を着工前にを行い、監督員に報告すること。	
3. 耐震施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算書を監督員に提出するものとする。	
4. 耐震基準	耐震措置の計算及び施工方法は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成25年版」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」（一財）日本建築センター）を適用する。	
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ●なし ・あり（貫通場所及び口径は別図による） (2) 溝はつり及び補修 ●なし ・あり（はつり深さは別図による）	
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ・行う ●行わない	
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。	
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ●行う ・行わない	
建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置 ●行う ・行わない		
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。	
10. 露出配管	(1) 雨線外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分（2m以下）の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通路部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則2.1m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に係わらずその指示に従う。	
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。 (2) 原則として屋外の露出には使用しない。（P F管）	
12. 予備配管等	埋込型分電盤からの立上り予備配管は、予備回路が4回路以下は（P F 22）を1本、5回路以上は（P F 22）を2本施工する。スラブ天井の場合は、天井又は梁下200mmまで立上げ、位置ボックスを取付ける。また、二重天井の場合は、天井まで立上げ、位置ボックスを取付ける。	
13. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製プルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1）屋外、屋内（電気室、機械室、E P S、居室、廊下）、その他建築意匠上必要な箇所。 2）図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3）湿気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。（監督員が指示した場所は除く。） 4）仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエッチングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出プルボックスは指定色焼付塗装とする。	
14. 導入線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線（φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等）を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。	
15. 予備スリーブ	梁下に配管・配線スペースがない梁には、1スパンに2本程度を予備スリーブとして埋込む。	
なお、防火区画貫通スリーブは、防火区画処理を行うこと。		
16. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、特記なき場合、原則として合成樹脂製とする。	
17. 軽量間仕切のボックス	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。	
18. プルボックス	(1) 屋外形・特殊な形状又は一辺が800mm以上のものは、製作図を提出すること。 (2) 屋外形プルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。	
19. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス ・溶融亜鉛メッキ仕上げ	

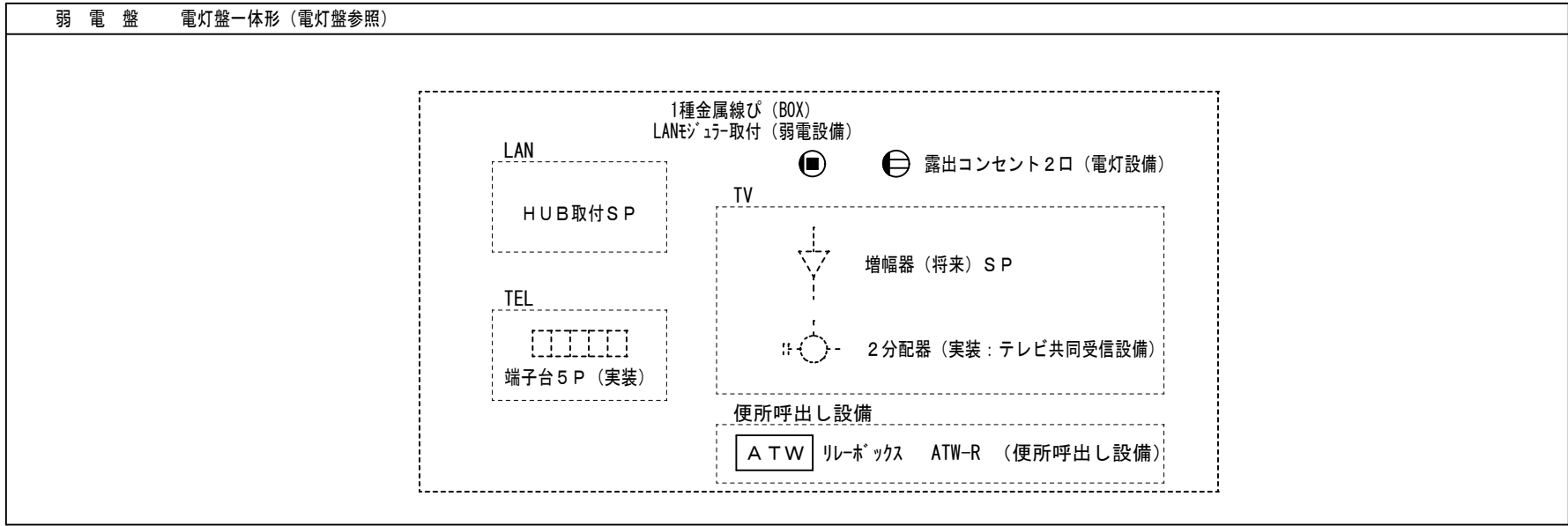
備考		(株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1－861　一級建築士 No.352551　田端　進也	設計代表者		設計担当者			SCALE		工 事 名 称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事	図 面 名 称 特記仕様書（1）	E-01 原図：A2
			一級建築士 No.352551 田端進也	一級建築士 No.332033 構造設計一級建築士 No.8984 井上貴智			A2	NS				
							A3	NS				
							DATE					

20. ケーブル及び配線 (1)表示 下記の箇所、ケーブル等に行き先等表示札（ケーブル種別及びサイズ、行き先等を表示。）を取り付ける。 ① ケーブルがスラブを貫通する部分 ② ケーブル分岐部分 ③ 変電所内のケーブル引出し部分 ④ 盤内及び接地端子箱の外部配線引込み部分 ⑤ ブルボックス内 ⑥ 屋外の共同溝等の直線部分は、5 0 mごと ⑦ 屋外の地中管路より建物内への引込み部分 ⑧ マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1) 地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 2) 架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・ 2箇所 ・ 4箇所 ・ () 箇所 21. 配線器具の設置 (1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁枠を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバープレートは、原則として新金属製とする。 なお、器具を安装しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型（空転防止リング付）とする。 22. 照明器具の設置 (1)照明器具取付完了後、照度測定を行う。 (2)天井下地材より支持をする場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 23. 照明改修の際の測定 対象室の改修前後の照度等の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所 (* * * *) 測定回数 前後各(*) 回 24. 分電盤、制御盤、キュービクル等 (1)図面ホルダー内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 25. 受変電設備、発電設備の設置場所 (1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通してない。 26. 発電設備の燃料配管 (1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。 27. 非常放送設備のスピーカ設置 (1)放送区域の各部からスピーカまでの水平距離は1 0 m以内とする。 (2)階段等にスピーカを設置する場合は、垂直距離1 5 m以内とする。 28. 土工事 (1)埋戻しの材料及び工法 ・ B種 (材料：根切り土の中の良質土 / 工法：機器による締固め) ・ その他 () ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管路等は布掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (3)機械掘削は根切り底を乱さないようにする。 29. 地中配線路の表示杭 下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ① 建物への引込口及び送出口付近 ② マンホール・ハンドホール付近 ③ 地中線路の曲折箇所 ④ 直線部分では3 0 m程度に1 個（3 0 mに満たない部分はその間に1 個）	3. 機器仕様 下記の該当する項目を適用する。また、選択する事項は、●印のついたものを適用する。なお、詳細については図面による。 【電力設備】 1. 電灯設備 (1)既設等との取り合い (2)機器類 (3)一般照明器具 (4)照明制御器 (5)外灯（単独設置） (6)コンセント等 (7)分電盤、制御盤等 2. 動力設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)負荷設備 (4)負荷設備への接続 (5)電動機等の接地 (6)分電盤、制御盤等 3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 4. 接地設備 (1)接地工事 (2)接地抵抗測定 (3)接地極埋設標 ●無し ●盤改造 ・配線接続 ・電源供給 ・その他 () ●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯（単独設置） ●コンセント等 ●分電盤、制御盤等 ・その他 () 1) 形式 ●公共型 ●一般型 2) 灯具 ●LED灯 ・その他 () 3) 用途 ●屋内用 ●屋外用 ・防災用 4) 環境 ●普通地域 ・塩害地域 5) 照明器具は、認証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 1) センサ類 ●明るさセンサ ・人感センサ ・タイマ ・調光スイッチ ・その他 () 2) 調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ●ON／OFF制御 ・その他 () 3) 制御方式 ●有線 ・無線通信 1) 照明用ボール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他 () ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2) 基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) 灯具 ・LED灯 ・その他 () 4) 電源 ・商用電源(60Hz) (・200V ・100V) ・その他 () 5) 制御 ・EESwitch ・タイマ ・その他 () 6) 接地 ・単独接地 (・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他 () ●一般型 ・防水型 ・ハイコンジョイント (・固定型 ・上下動型(アップ式を含む)) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 ・無し ●盤改造 ・配線接続 ・その他 () ●分電盤、制御盤等 ・その他 () ・給水 ・排水 ・消火 ●空調 ・換気 ・排煙 ・昇降機 ・その他 () 図面に特記明示がない場合、負荷設備への接続は本工事とする。 ・専用接地 ・金属管接地 (7. 5 k W以下) 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 4) 配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 5) 電流計は赤指針付（定格電流指示）とする。 3. 雷保護設備 (1)避雷針 (2)雷サージ保護 (3)電源回路保護 (4)通信回線保護 1) 種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 2) 施工 ・各種単独 ・共用有り () 1) 測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2) 測定回数 ・3回 ・() 回 接地には接地極埋設標を施工し、接地極の位置がわかるようにする。	【受変電設備】 5. 受変電設備 (1)既設との取り合い (2)機器類 (3)盤類 (4)交流遮断器 (5)断路器 (6)負荷開閉器 (7)変圧器 (8)進相コンデンサ (9)直列リアクトル（進相コンデンサ用） (10)キュービクル等 (11)基礎 (12)配線ピット及び蓋 (13)設置場所 【電力貯蔵設備】 6. 直流電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)整流装置 (4)蓄電池 7. 交流無停電電源設備 (1)用途 (2)容量 (3)給電方式 (4)整流装置等 (5)蓄電池 (6)性能 8. 電力平準化用蓄電設備 9. 分散電源エネルギーマネージメントシステム 高圧以外の受変電設備については、本項によらず別図による。 ・無し ・改造（機器取替、追加等を含む） ・増設 ・配線接続 ・その他 () ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他 () 1) 形式 ・キュービクル式配電盤 (JIS C 4620) ・高圧スイッチギア (JEM 1425) (・CX ・CW ・PW ・MW) ・開放形配電盤 ・その他 () 2) 中通路 ・有 ・無 3) 特記事項 () 真空遮断器 (V C B) ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し 1) 形式 ・3 極単投 ・単極単投 (避雷器用に限る) 2) 操作方式 ・フック棒操作 ・フック棒操作 (避雷器用に限る) 1) 形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2) 配電盤用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②限流ヒューズ ・有 (ストライカ付き) ・無 ③引外し装置 ・ストライカ引外し ・電圧引外し ・無 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 保護装置は、過電流蓄勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする 1) 形式 ・油入 ・モールド 2) 設置方式 ・屋外型 ・屋内型 3) ダイアル温度計 ・有 (・最大値指針 有 ・最大値指針 無) ・無 油入5 0 0 k V A以上、モールド1 5 0 k V A以上の場合は必須とする 1) 絶縁方式 ・油入 ・モールド 2) その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること 1) 銘板には、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に定める事項に加えて、受注者名、施工者名を記載する。 2) 接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 3) 絶縁抵抗測定用接地端子は盤内の作業のしやすい場所に設ける。 ・本工事 (・2 1 N/mm2 ・1 8 N/mm2) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 1) 施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 2) ビット蓋の加工が必要な場合は、本工事にて行うこと。 ・屋内 ・屋外 (・地上 ・屋上) ・非常用照明器具電源 ・受変電設備制御電源 ・その他 () () k V A 1) 出力電圧 直流 (・1 2 V ・2 4 V ・4 8 V ・() V) 2) 整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。 1) 種類 ・鉛蓄電池 (・H S ・M S E ・長寿命形M S E) ・アルカリ蓄電池 (・A H ・A M H) ・その他 () 2) 最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・()℃ ・仕様詳細は別
--	--	---

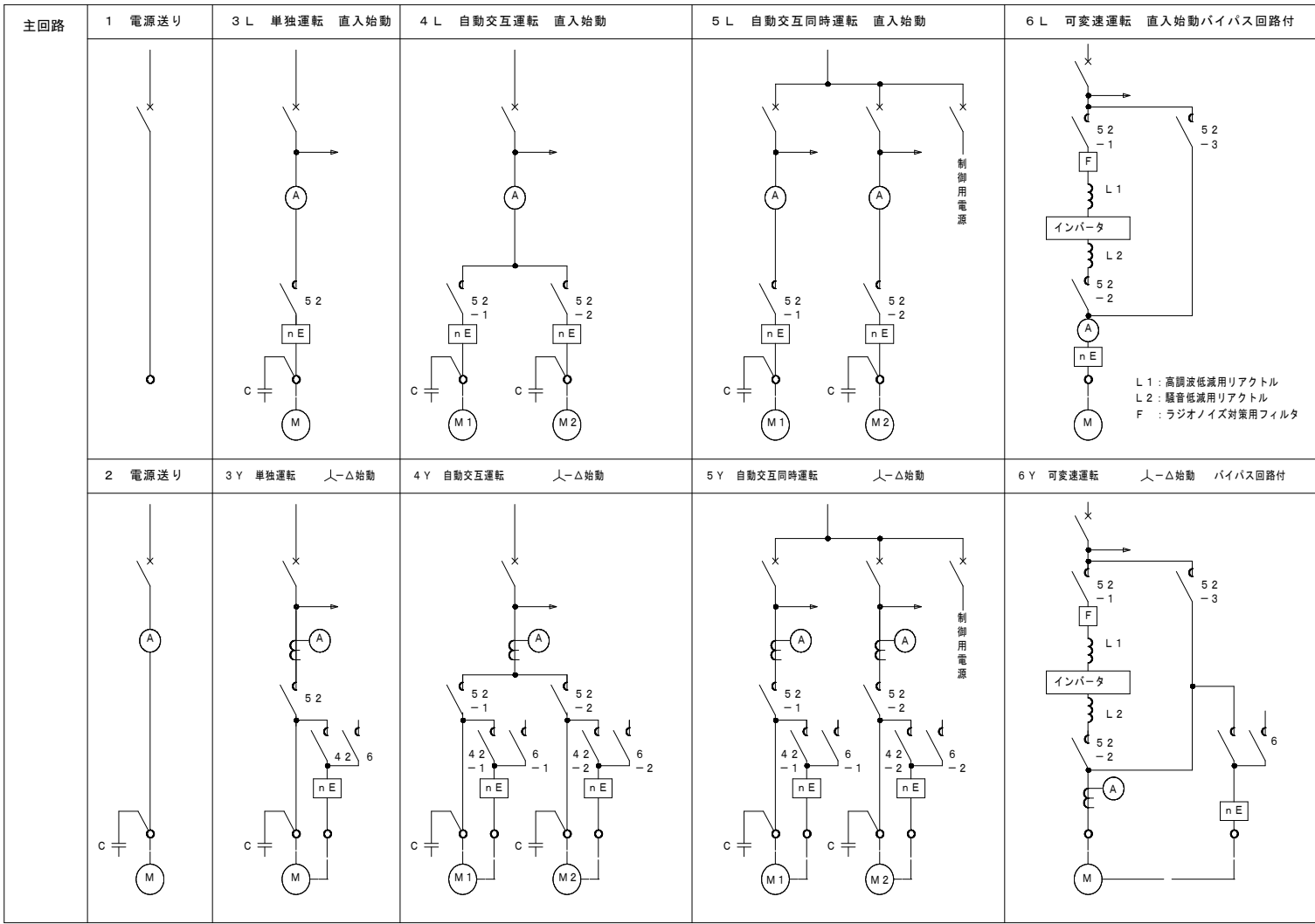
16. 拡声設備 (1)機器 (2)増幅器 (3)付属機器 (4)操作装置 (5)スピーカ	・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ●スピーカ ・その他 () ・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用 出力 () W 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ・オーディオミキサー ・リモコンマイク ・電源制御器 ・録音再生装置 (・CD ・メモリオーディオ ・その他 ()) ・アナウンスレコーダ (・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ ・その他 ()) ・有線マイクロホン ・無線マイクロホン (・電波式 (・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチューナー (・FM ・AM ・その他 ()) ・スピーカ切替装置 ・その他の機器 () ・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他 () ・非常放送兼用 (仕様は非常放送装置を参照) ・専用 結線 ・1W ●3W ・ () W インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 ()
17. 誘導支援設備 (1)設備 (2)音声誘導装置	・音声誘導装置 ●インターホン ●トイレ等呼出装置 1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他 () 2) 設置場所 ・屋外 (防雨形) ・屋内 3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する ・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他 () 4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他 () 5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () 7) 受信機 ・スピーカ式 ・イヤホン式 ・その他 () 1) 用途 ●内部受付用 ●外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他 () 2) 機能 ・音声通話 ●映像モニタ 3) 通話網 ●親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ●同時通話式 ・交互通話式 ・その他 () 5) 機器 ●親機 ●子機 ・その他 () 6) 親機 ①形状 ●壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ●その他 ()
(3)インターホン	7) 子機 ①形状 ●壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他 () ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ●その他 () 1) 用途 ●トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他 () 2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ●警報装置 ・その他 () 3) 親機 ●壁掛型 ・卓上形 ・複合盤組込 ・その他 () 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他 () 5) 警報装置 ●光 ・音声 ●ブザー ・ベル ・その他 ()
(4)トイレ等 呼出装置	
18. テレビ共同 受信設備 (1)受信放送 (2)機器 (3)アンテナ	・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他 () ・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他 () 1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他 () 2) マスト ・地上波用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・衛星用 (・壁面取付 ・自立 ・既設利用) ・その他 () 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
19. 監視カメラ設備	・仕様詳細は別図による。
20. 駐車場 管制設備	・仕様詳細は別図による。
21. 防犯・入退室 管理設備	・仕様詳細は別図による。
22. 自動火災 報知設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (表示装置) (4)中継器 (5)発信機	・受信機 ●副受信機 (表示装置) ・中継器 ・発信機 ・感知器 ・光警報装置 ・その他 () 1) 型式 ・P型1級 ・P型2級 ・R型 2) 回線数 ・ () 回線 ・ () アドレス 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 盤形式 ・複合盤組込 ・自立型 ・壁掛型 ・その他 () 1) 盤形式 ・自立型 ●壁掛型 ・その他 () 2) 回線数 ● (50) 回線 ・ () アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 1) 型式 ・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機連動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を併記する。 3) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 ()
(6)感知器	1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 ・熱感知器 ・空気管式 ・煙感知器 ・炎感知器 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 () 1) 機器 ・警報装置 ・制御装置 ・同期装置 2) 警報装置 ・天井付 ・壁付 3) 同期装置 ・自走同期式 ・外部同期式
(7)光警報装置	
23. 自動閉鎖設備 (1)機器 (2)運動制御器 (3)感知器 (4)自動閉鎖装置 (5)自動開錠装置	・運動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動開錠装置 ・その他 () 1) 制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 ・その他 () 2) 回線数 () 回線 (遠方復帰機構 () 回路) 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 煙感知器 (・2種 ・3種) 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 機器仕様 ・一般 ・防水 ・防爆 ・防食 ・その他 () 1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 1) 方式 ・電気錠 ・その他 () 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 ()
24. 非常警報設備 (1)設備 (2)非常放送装置	・非常放送装置 ・非常ベル 1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・増幅器 ・スピーカ ・非常用リモコンマイク ・その他 () 3) 増幅器 ①出力 () W ②出力インピーダンス ・Lo形 ●Hi形 ③形式 ・ロングラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他 () ④機能 ・マイク放送 ・連動放送 (・自火報設備 ・緊急地震速報設備) ・その他 () ⑤用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 4) スピーカ ①結線 ・1W ・3W ・ () W ②インピーダンス ・Lo形 ●Hi形 ③設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他 () ④用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用 5) 非常用リモコンマイク 型式 ・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他 () 1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他 () 2) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス (別途) に組込 ・その他 ()
(3)非常ベル (自動サイレンを 含む)	
25. ガス漏れ火災 警報設備 (1)機器 (2)受信機 (3)副受信機 (4)検知器	・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器 ・その他 () 1) 回線数 () 回線 2) 種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 ・その他 () 3) 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 ・その他 () 設置 ・単独 (・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機等との複合盤 ・その他 () 1) 動作 ・単独 (単独動作) ・連動 (受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・AC100V ・DC24V (受信機等から供給) ・その他 () 3) ガス検知出力信号 ・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式 ・仕様詳細は別紙による。
【中央監視 制御設備】	
【医療関係設備】	・仕様詳細は別紙による。
【構内配電線路】	
26. 構内配電線路 (1)配線方式 (2)建柱 (3)装柱機器 (高圧用) (4)装柱機器 (低圧用) (5)ハンドホール マンホール (6)鉄鉄蓋 (7)地中ケーブル 保護材料	・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 () 1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・バンザマスト ・その他 () 3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード ・有 ・無) 4) 装柱材料 ・有 (電力仕様) ・無 5) 銘板 ・有 ・無 1) 機器 ・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 ・その他 () 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 3) 開閉器 仕様は 5. 受変電設備 (6) 負荷開閉器 による。 1) 機器 ・開閉器 ・開閉器箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 ・その他 () 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・ () 箇所 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1 (走行速度制限箇所)) ・無 1) 鉄鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は電力用であることがわかるものとする。
【構内通信線路】 27. 構内通信線路 (1)用途 (2)配線方式 (3)建柱 (4)ハンドホール マンホール (5)鉄鉄蓋 (6)地中ケーブル 保護材料 【その他】 28. 消火器	・電話 ・拡声 ・時刻表示 ・火災報知 ・非常警報 ・インターホン ・テレビ共同受信 ・防犯 ・制御 ・その他 () ・地中線式 (・直埋 ・管路) ・架空線式 (・直接 ・ちよう架線添架) ・建築物等添架式 (・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他 ()) ・その他 () 1) 施工 ・本工事 ・既設柱利用 ・構内配電線柱に添架 ・その他 () 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・バンザマスト ・その他 () 3) 支持材 ・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線 (保護ガード ・有 ・無) 4) 装柱材料 ・有 ・無 5) 銘板 ・有 ・無 1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他 () 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・ () 箇所 4) 重車両の通行 ・有 (破壊荷重 200kN以上、衝撃係数 0.1 (走行速度制限箇所)) ・無 1) 鉄鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。 1) 種類 ・FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他 () 2) 標示杭埋設 ・コンクリート製 ・鉄製 (アスファルト部分) 3) 埋設標識シート ・2倍長 ・その他 () 4) 埋設標識シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。 【その他】 28. 消火器 1) 設置 ・本工事 (・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 消火器 種別 ()、数量 () 本 3) 消火器収納箱 材質 ()、数量 () 面 5. 使用資機材の適用規格 (1)以下に定めたとおりとする。なお、以下に定めのない資機材については、日本工業規格 (JIS規格) 適合品の使用を原則とする。 ● 電気用品安全法に定める特定電気用品又は特定電気用品以外の電気用品 ・電気用品安全法適合品 ● 耐熱 耐火電線、耐熱 耐火ケーブル ・消防庁の登録認定機関として消防庁告示に

 (株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也		設計代表者		設計担当者			SCALE		工 事 名 称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事 図 面 名 称 特記仕様書 (3)	E-03 原図: A2
		一級建築士		一級建築士				A2 : NS		
		No.352551		No.332033 構造設計一級建築士				A3 : NS		
		田端進也		No.8984 井上貴智				DATE		

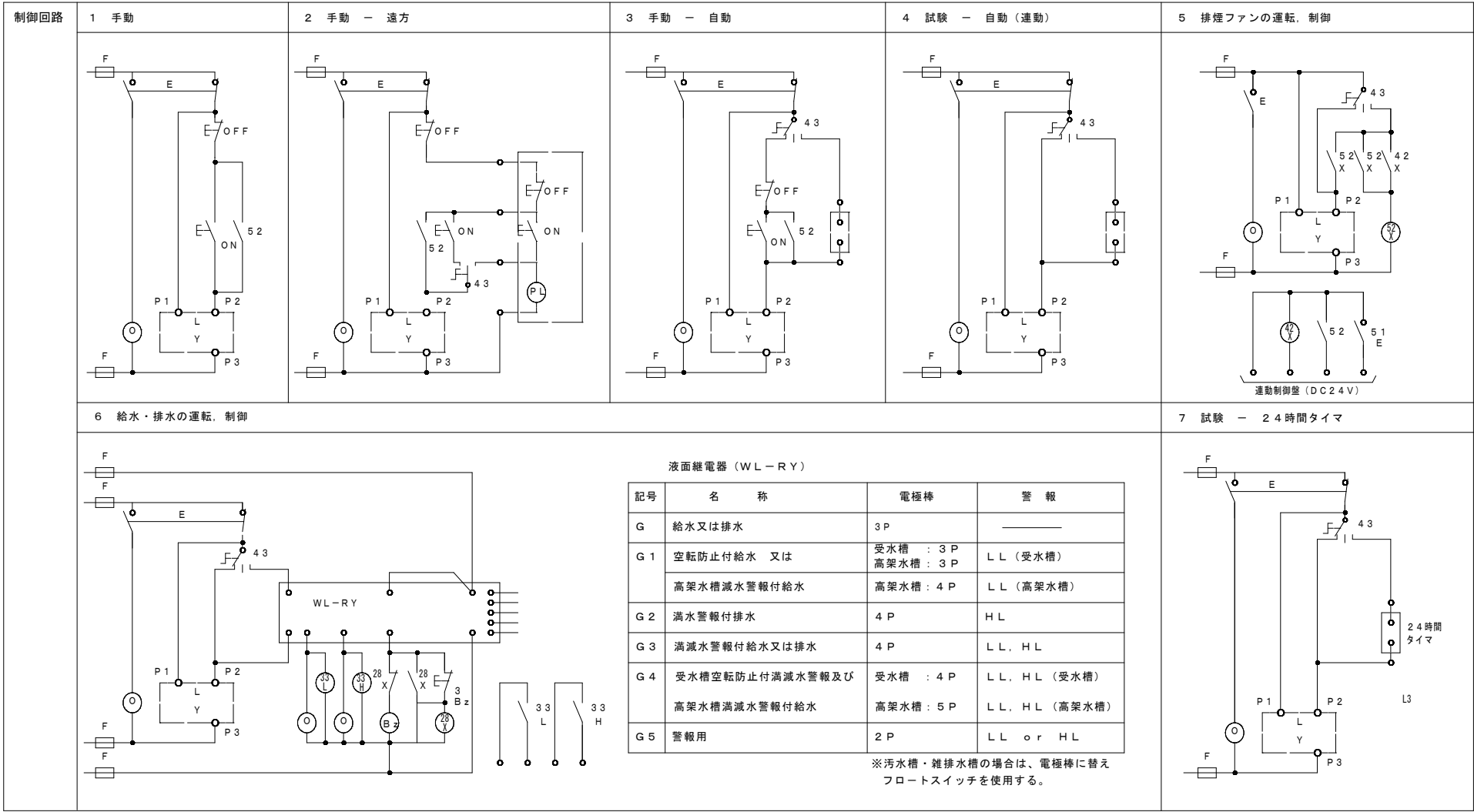
動力制御盤													
盤名称 盤形式	盤内結線 主開閉器 負荷合計	負荷名称	容量 (kW)	台数	分岐開閉器	結線記号		電流表示				運転 イン ダクタ	備 考
						主回路	制御回路	計	運転	故障	異常		
既設盤 ACP-1 屋外型 SUS製、WP 壁掛型	38mm² (3φ3W) 2.48kW MCCB3P 50AF30AT 14mm² 【増設】 9.0kW MCCB3P 50AF50AT	ACP-2 送り											
		GHP-5	1.24	1	ELCB 3P 30/15	1							
		GHP-6	1.24	1	ELCB 3P 30/15	1							
		予備 スペ-ス			ELCB 3P 50/								
		予備 スペ-ス			ELCB 3P 50/								
		ACP-1 送り											
新設盤 AEP-1 屋外壁掛型 SUS製、WP	14mm² (1φ2W) 0.618kW MCCB2P 50AF20AT 9.0kW ELCB3P 60AF50AT	ACP-2 送り											
		GHP-5系屋内機	0.309	1	ELCB 2P 50/20	1							
		GHP-6系屋内機	0.309	1	ELCB 2P 50/20	1							
		ACP-1	9.0	1	ELCB 3P 60/50	1							



基本回路図および基本制御回路図



始動回路



備	
考	

(株)田端隆建築設計

三重県知事登録第1-861 一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №352033 構造設計一級建築士 №8984 井上真智

SCALE
A2 : NS
A3 : NS
DATE

工 事 名 称	成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事
図 面 名 称	動力盤リスト

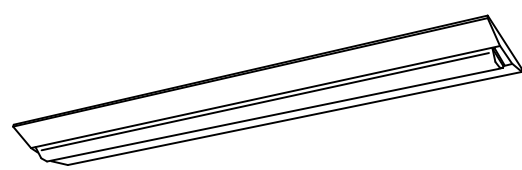
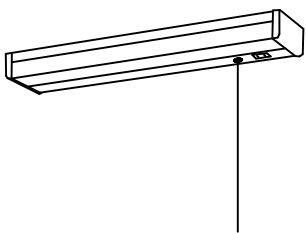
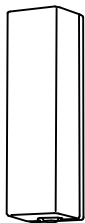
電灯盤 L H - 1 （電灯盤・弱電盤一体形）

弱電盤（E-4 図参照）

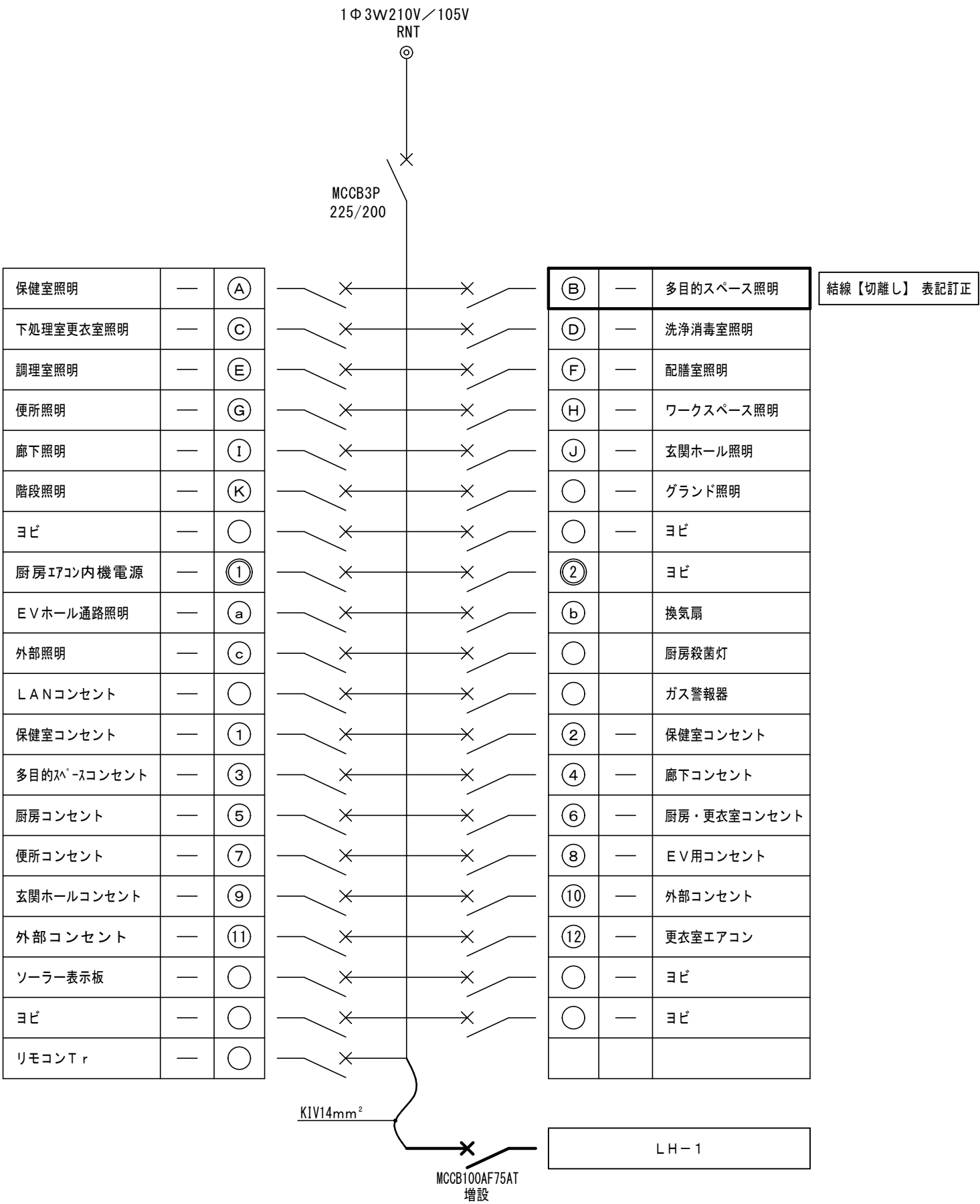
セパレーター

回路 容量 (kVA)	回路 番号	電圧 (V)	MCCB	ELCB	P	A F	A T	記号	容量 (VA)	負荷名	備考
1φ3W 200/100 ELCB 3P 100/75 ○ W 16,860VA 屋内壁埋込											
	①	100	○		2	50	20		650	児童クラブ照明 1	
	②	100		○	2	50	20		600	児童クラブ照明 2	タイマー（外部B L 用）
	③	100	○		2	50	20		50	流し元灯	
	①	100	○		2	50	20		700	児童クラブコンセント	
	②	100	○		2	50	20		600	児童クラブコンセント	
	③	100		○	2	50	20		760	児童クラブコンセント（水回り）	
	④	100		○	2	50	20		1,200	児童クラブコンセント（水回り）	
	⑤	100		○	2	50	20		1,200	乾燥機	
	⑥	100		○	2	50	20		1,000	電子レンジ	
	⑦	100		○	2	50	20		1,200	ホットプレート	
	⑧	100		○	2	50	20		900	食器洗浄機	
	⑨	100	○		2	50	20		1,000	コピー機	
	⑩	100	○		2	50	20		500	既設コンセント	
	—	100	○		2	50	20		—	ヨビ	
	1	200		○	2	50	20		1,200	電気温水機	
	2	200		○	2	50	20		1,200	電気温水機	
	3	200		○	2	50	30		4,000	I H 調理器	
	—	200	○		2	50	30		—	ヨビ	

照明器具姿図

					
A	ライトバー	B	LEDキッチンライト	C	防雨型 明るさセンサ付
	公共施設型番 L S S 1 0 - 4 - 6 5		参考型名 L G B 5 2 0 9 5 L E 1		参考型名 L G W C 8 0 2 9 0 L E 1

既設電灯盤 L - 1 1



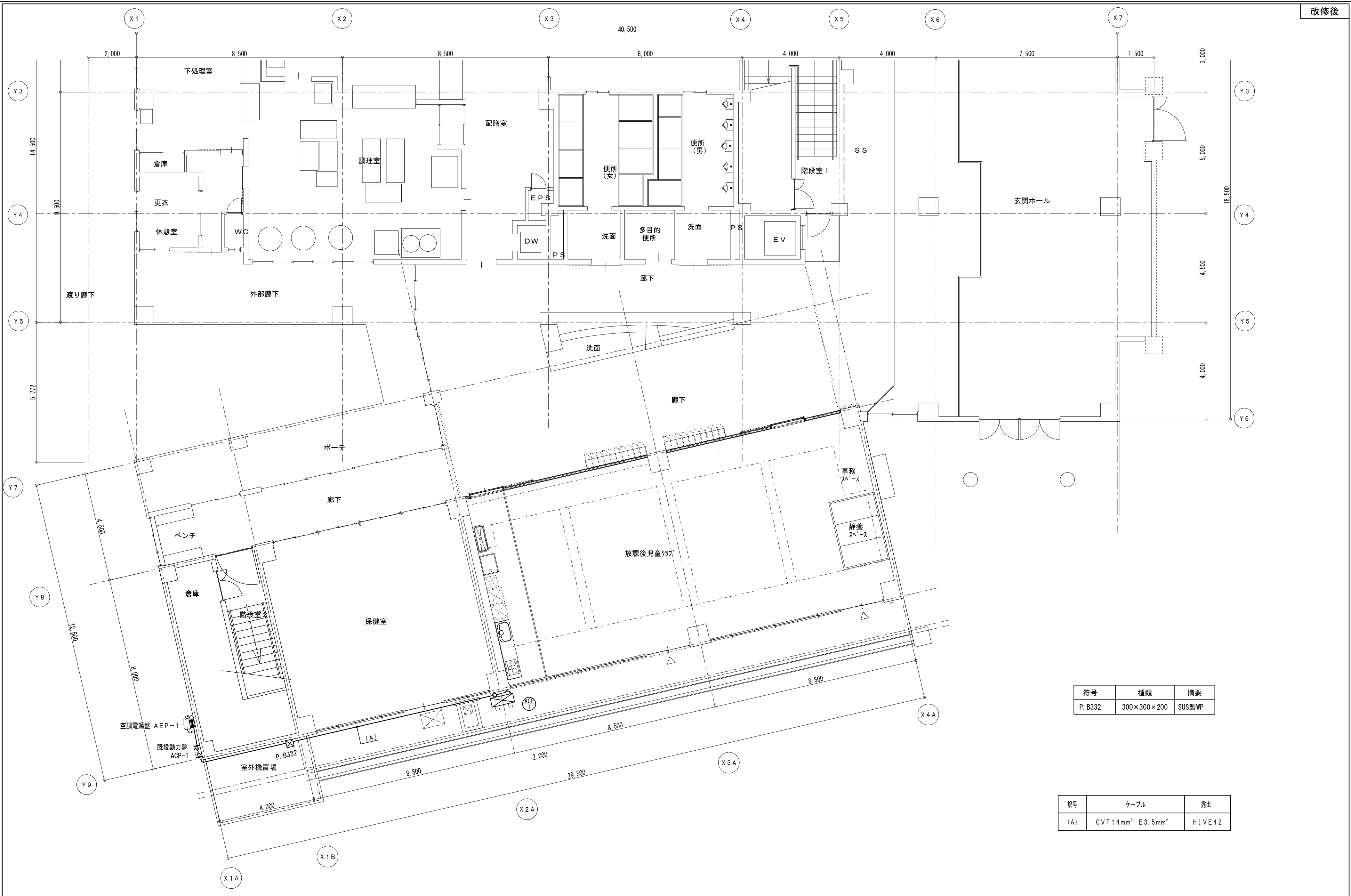
多目的スペース1照明 Ⓑ R1	▲	▲ R2 Ⓑ	多目的スペース2照明
多目的スペース3照明 Ⓑ R3	▲	▲ R4 Ⓑ	多目的スペース4照明
多目的スペース5照明 Ⓑ R5	▲	▲ R6 Ⓑ	多目的スペース6照明
ワークスペース1照明 Ⓑ R7	▲	▲ R8 Ⓑ	ワークスペース2照明
廊下1照明 Ⓑ R9	▲	▲ R10 Ⓑ	廊下2照明
玄関ホール2照明 Ⓑ R11	▲	▲ R12 Ⓑ	玄関ホール1照明
E V ホール照明 Ⓑ R13	▲	▲ R14 Ⓑ	換気扇電源1
		▲ R15 Ⓑ	換気扇電源2

リモコンリレー結線【切離し】×8

備考

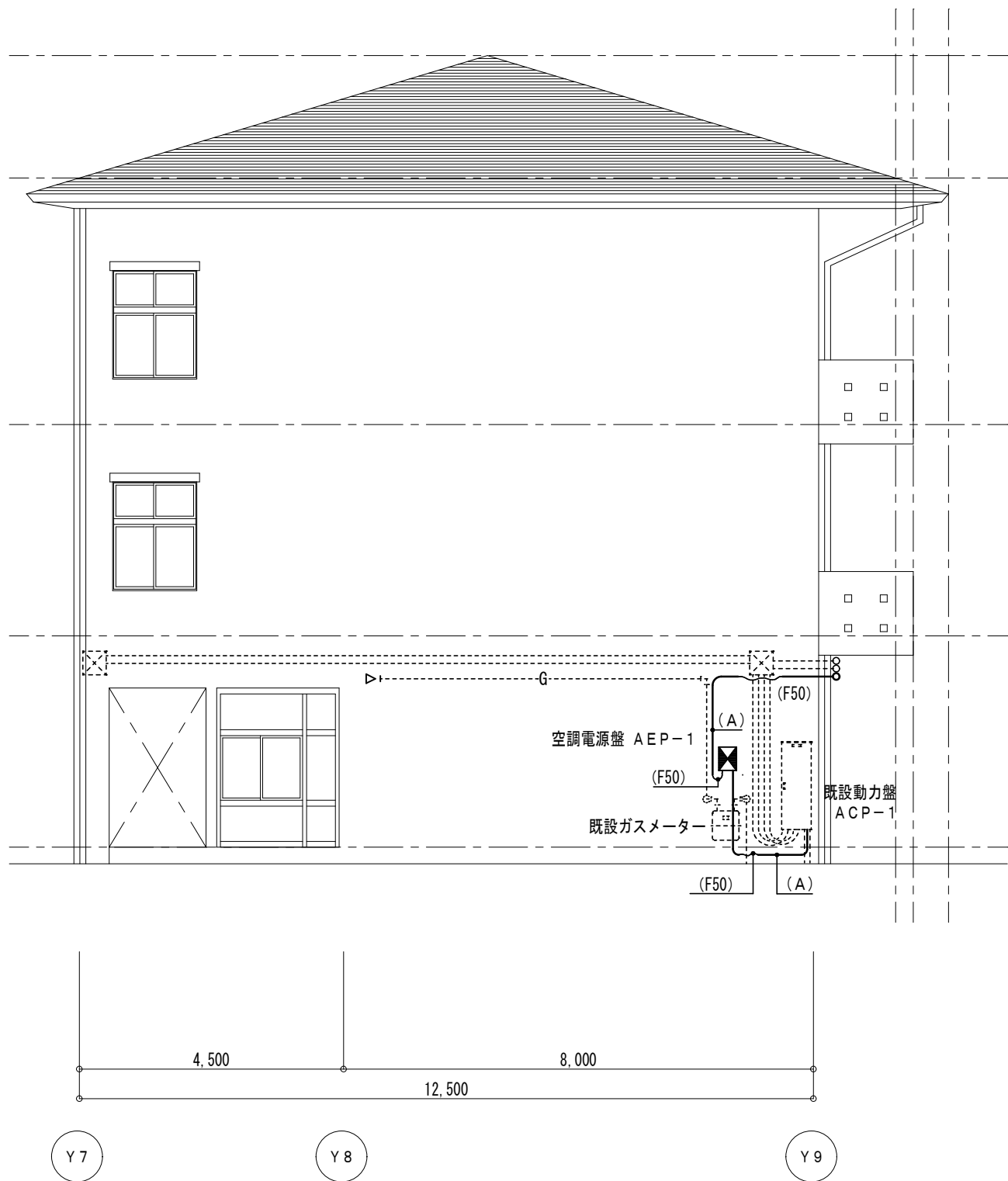
 (株)田端隆建築設計
三重県知事登録第1-861 一級建築士 №352551 田端 進也

設計代表者	設計担当者	SCALE	工事名称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事	図面名称 電灯分電盤リスト・単線結線図	E-05 原図：A2
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №332033 構造設計一級建築士 №8984 井上真智	A2 : NS			
		A3 : NS			
		DATE			



符号	種類	摘要
P. B332	300×300×200	SUS製WP

記号	ケーブル	露出
(A)	CVT14mm ² E3.5mm ²	HIVE42



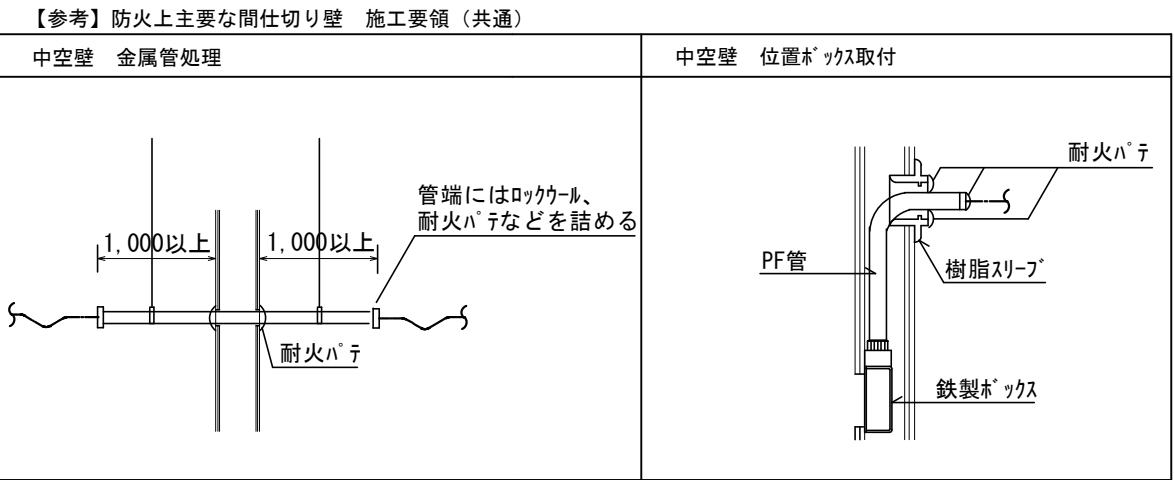
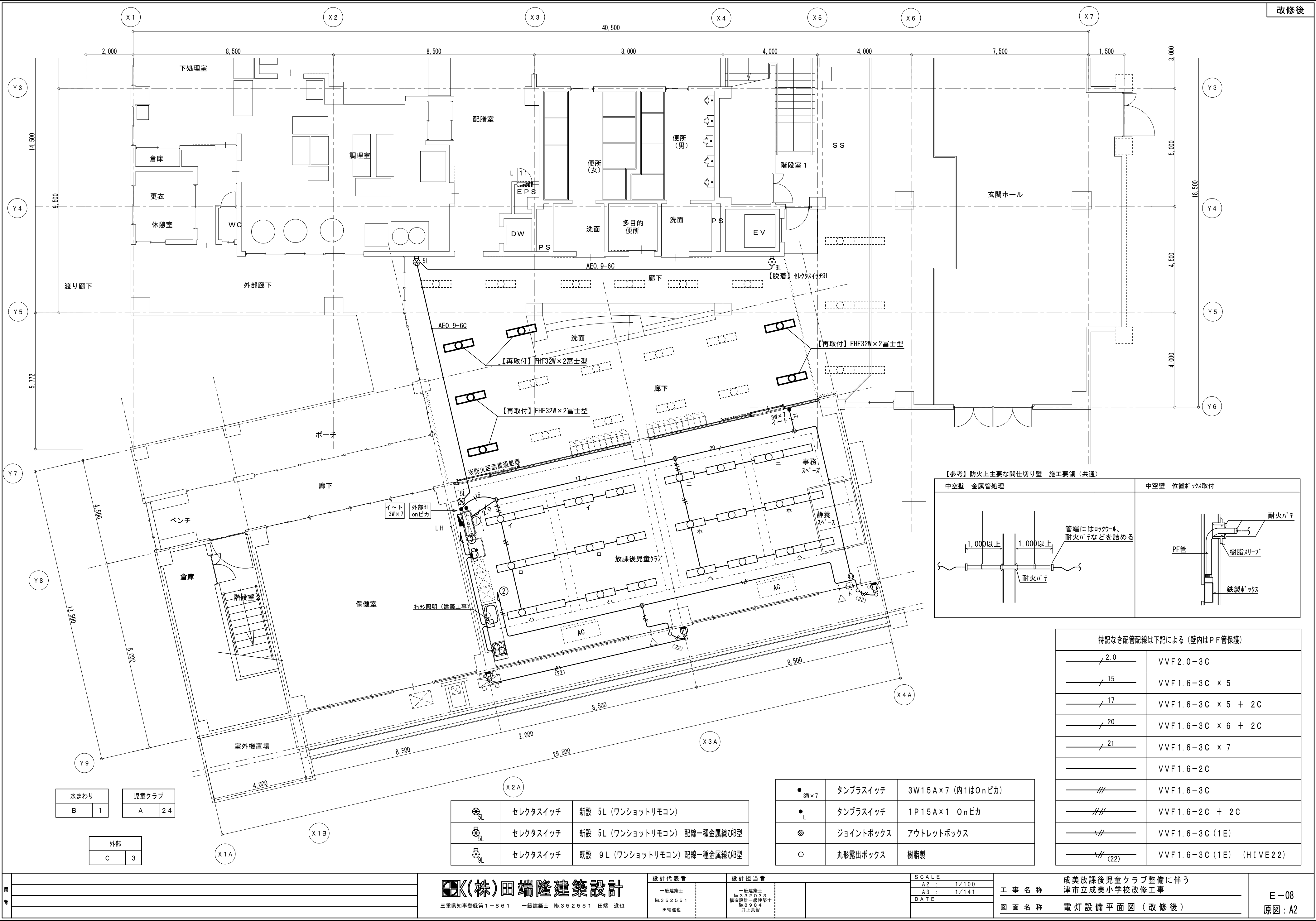
西側立面図 S=1/100



南側立面図 S=1/100

符号	種類	摘要
P. B332	300×300×200	SUS製WP

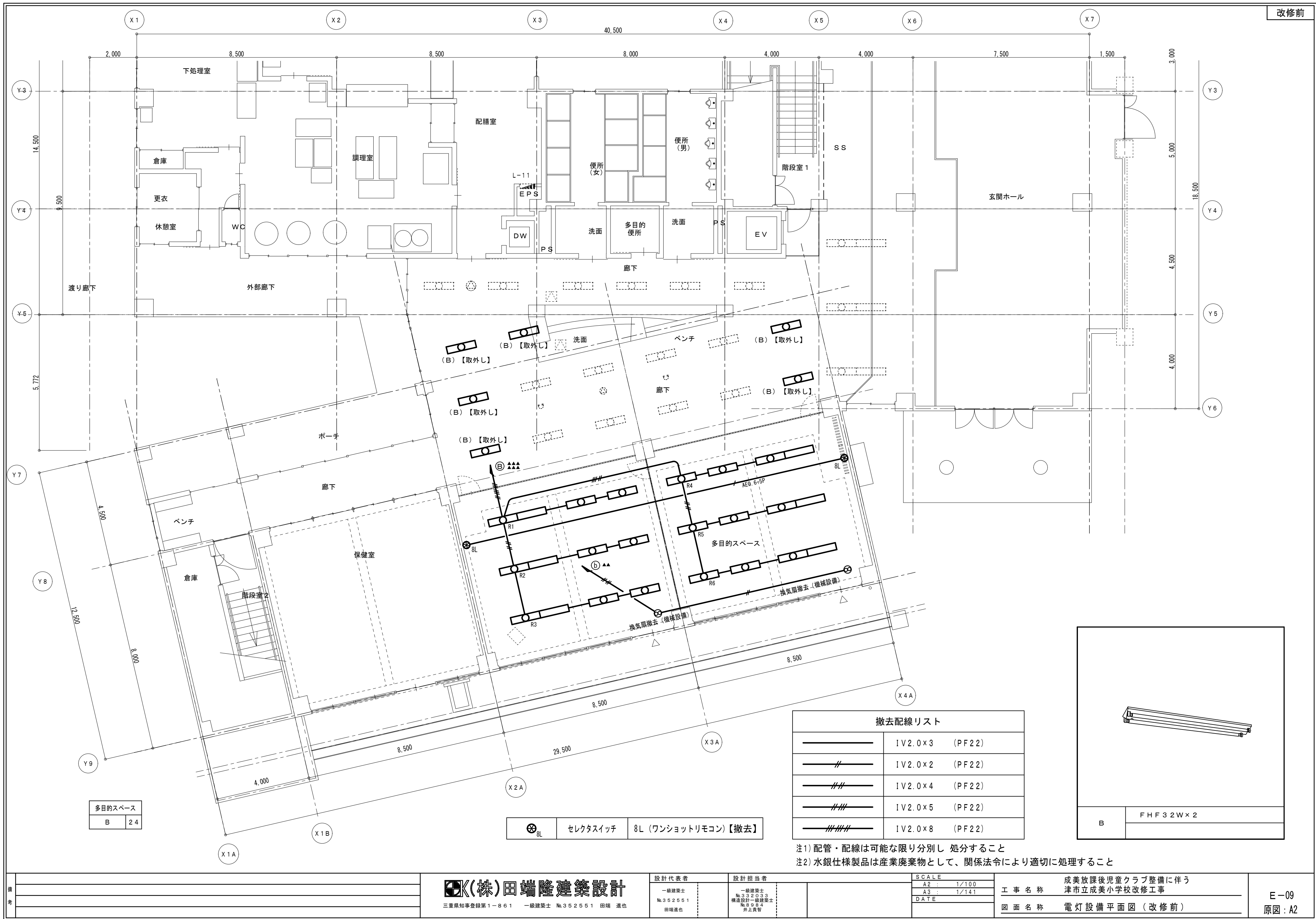
記号	ケーブル	露出
(A)	CVT14mm ² E3.5mm ²	HIVE42
(B)	VVF1. 6mm ² -3C	HIVE22



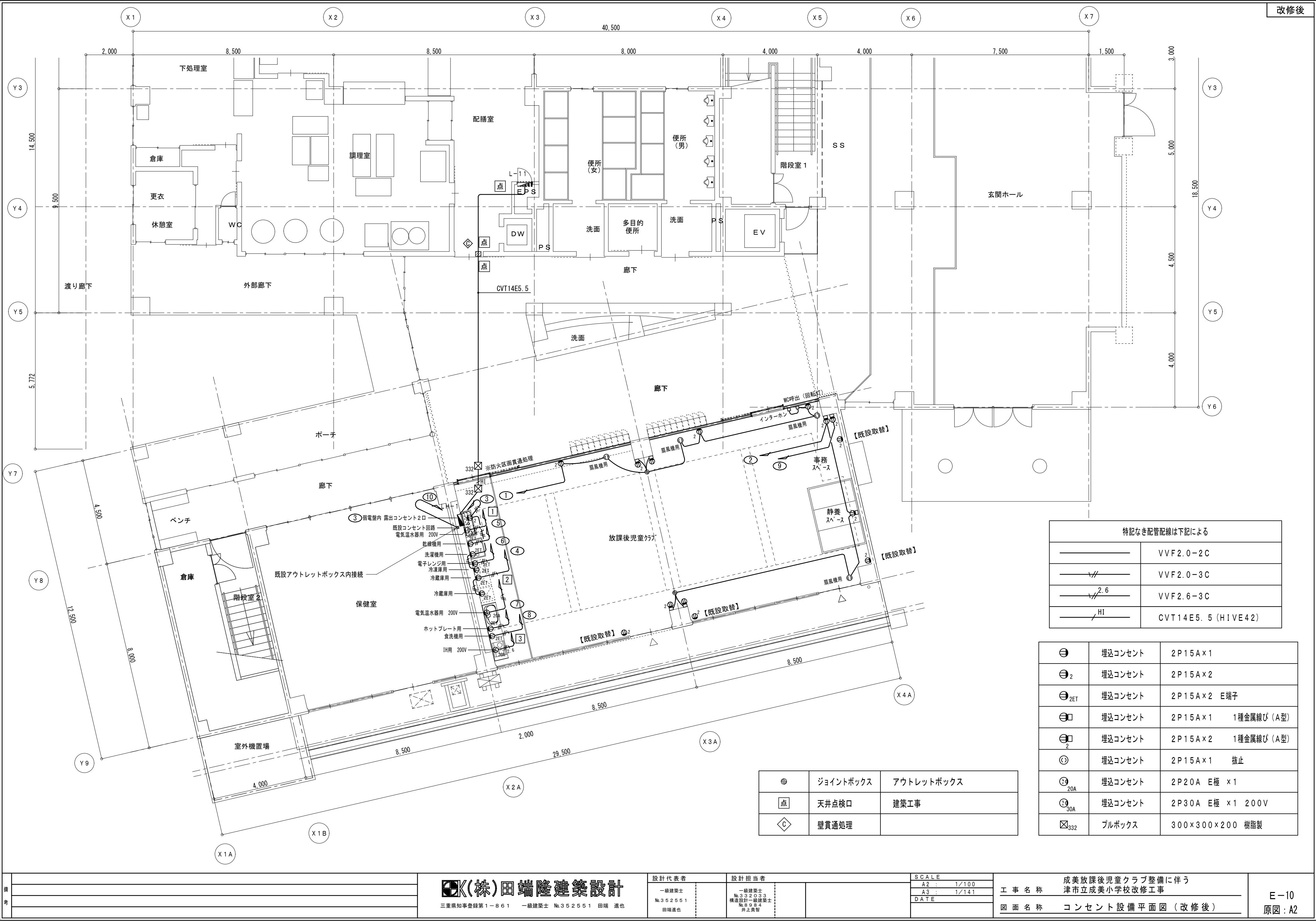
特記なき配管配線は下記による（壁内はP F管保護）	
	VVF2.0-3C
	VVF1.6-3C x 5
	VVF1.6-3C x 5 + 2C
	VVF1.6-3C x 6 + 2C
	VVF1.6-3C x 7
	VVF1.6-2C
	VVF1.6-3C
	VVF1.6-2C + 2C
	VVF1.6-3C (1E)
	VVF1.6-3C (1E) (HIVE22)

	セクタスイッチ	新設 5L (ワンショットリモコン)
	セクタスイッチ	新設 5L (ワンショットリモコン) 配線一種金属線び8型
	セクタスイッチ	既設 9L (ワンショットリモコン) 配線一種金属線び8型

● 3W x 7	タンブラスイッチ	3W15A x 7 (内1はOnピカ)
● L	タンブラスイッチ	1P15A x 1 Onピカ
◎	ジョイントボックス	アウトレットボックス
○	丸形露出ボックス	樹脂製



注1) 配管・配線は可能な限り分別し 処分すること
注2) 水銀仕様製品は産業廃棄物として、関係法令により適切に処理すること

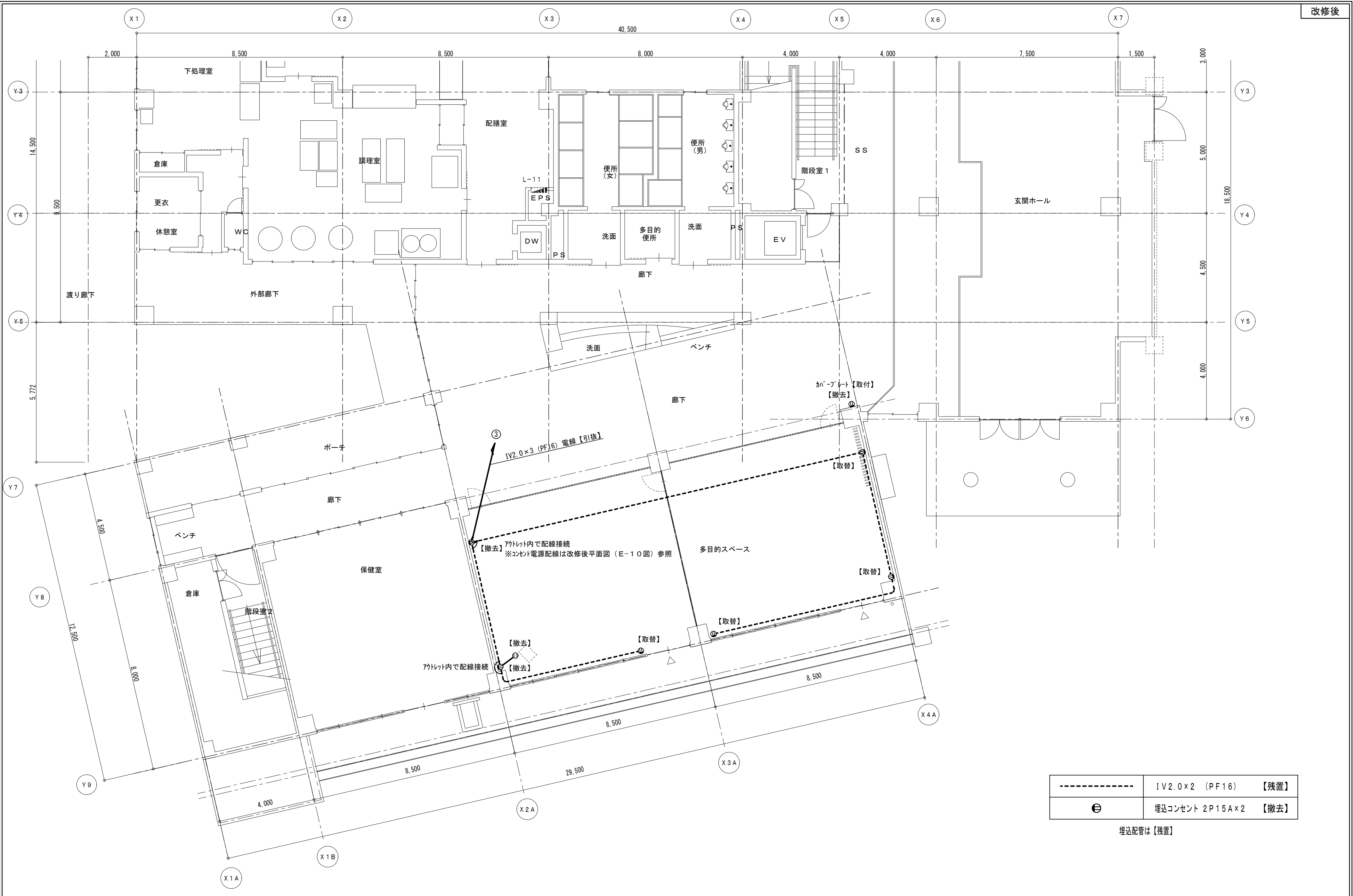


改修後

特記なき配管配線は下記による	
	VVF2.0-2C
	VVF2.0-3C
	VVF2.6-3C
	CVT14E5.5 (HIVE42)

	埋込コンセント	2P15A×1
	埋込コンセント	2P15A×2
	埋込コンセント	2P15A×2 E端子
	埋込コンセント	2P15A×1 1種金属線び (A型)
	埋込コンセント	2P15A×2 1種金属線び (A型)
	埋込コンセント	2P15A×1 抜止
	埋込コンセント	2P20A E極 ×1
	埋込コンセント	2P30A E極 ×1 200V
	プルボックス	300×300×200 樹脂製

	ジョイントボックス	アウトレットボックス
	天井点検口	建築工事
	壁貫通処理	

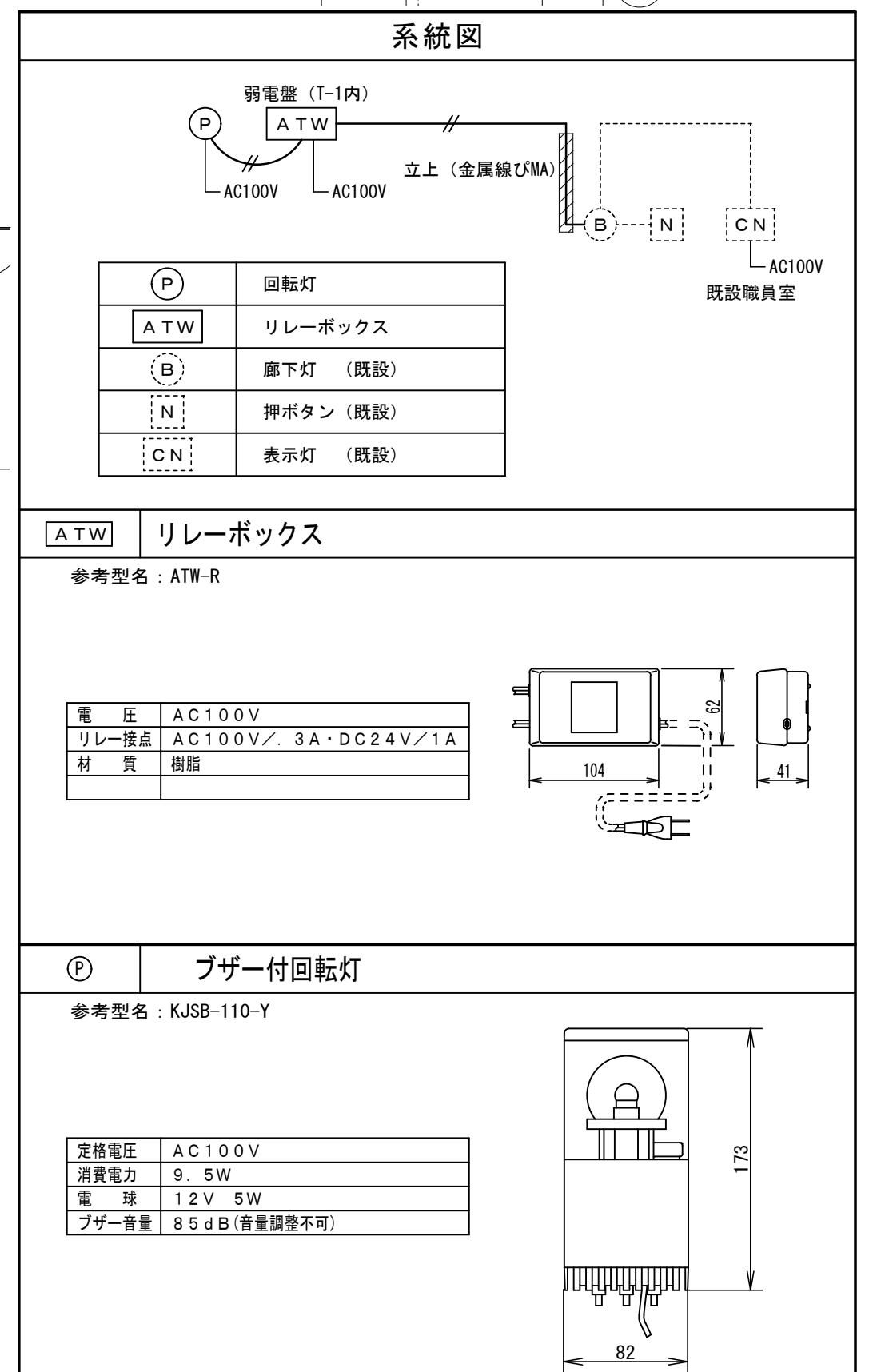


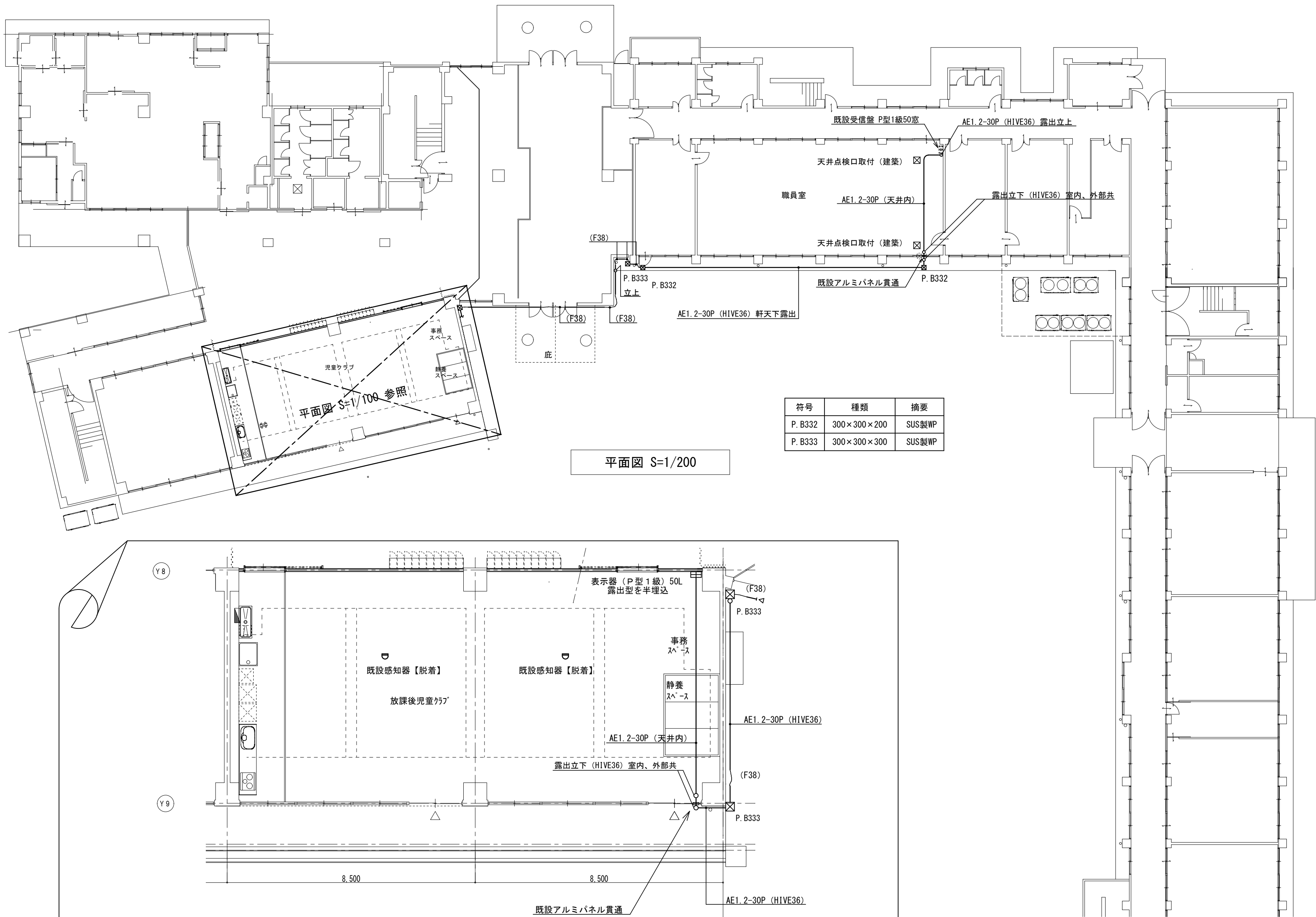
-----	IV2.0×2 (PF16)	【残置】
⊖	埋込コンセント 2P15A×2	【撤去】

埋込配管は【残置】

備考				設計代表者 一級建築士 No.352551 田端進也	設計担当者 一級建築士 No.332033 構造設計一級建築士 No.8984 井上真智	SCALE		工事名称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事	図面名称 コンセント設備平面図（改修前）	E-11 原図：A2
	A2：1/100									
	A3：1/141									
	DATE									

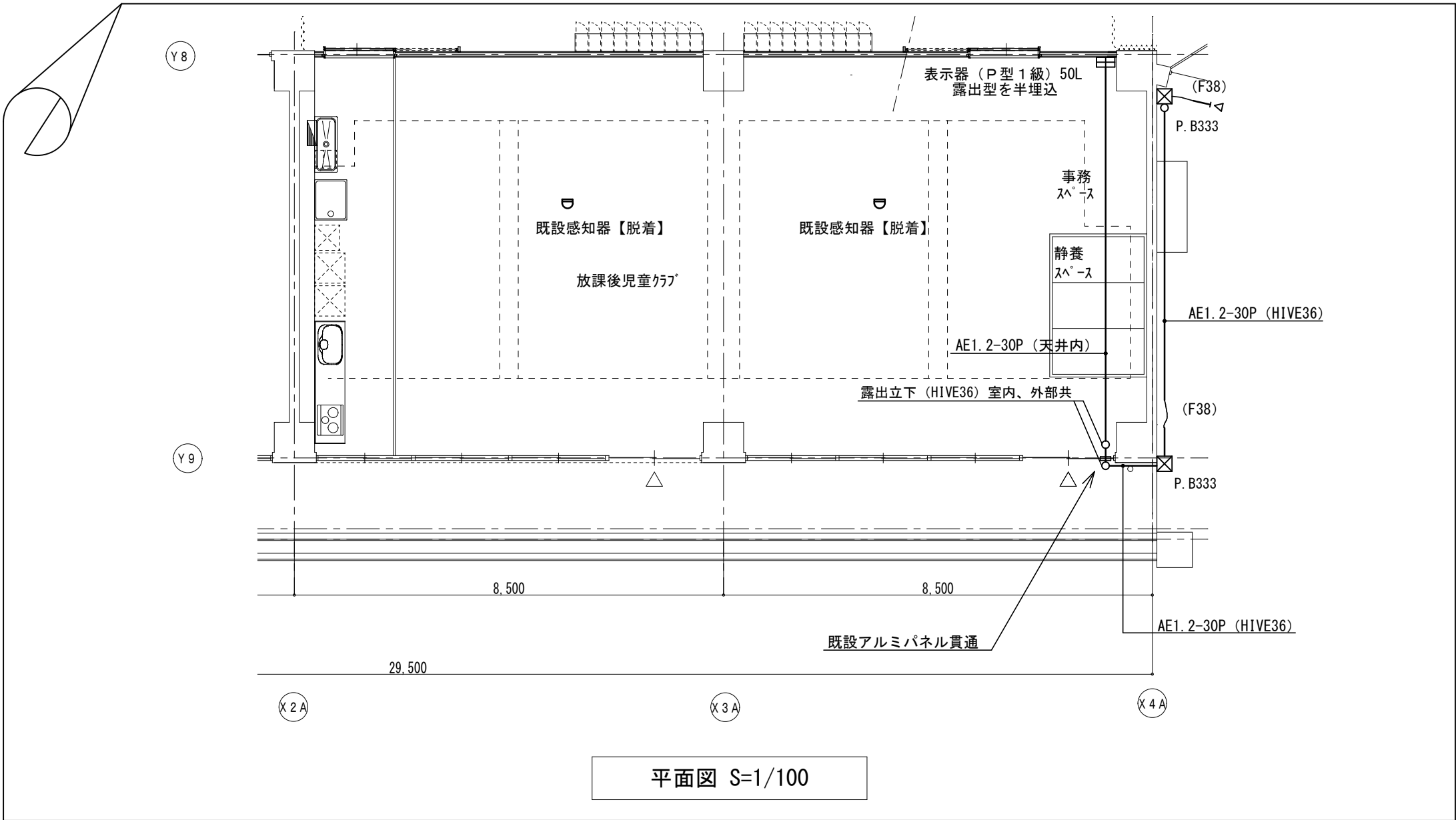
田端隆建築設計
三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也





符号	種類	摘要
P. B332	300×300×200	SUS製WP
P. B333	300×300×300	SUS製WP

平面図 S=1/200



平面図 S=1/100

[illegible]

備考		 (株)田端隆建築設計 三重県知事登録第1-861 一級建築士 No.352551 田端 進也	設計代表者		設計担当者			SCALE	工事名称 成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事 図面名称 機械設備工事 特記仕様書(1)	M-01 原図:A2
			一級建築士		一級建築士			A2 : N.S.		
			No.352551		No.332033 構造設計一級建築士			A3 : N.S.		
			田端進也		No.8984 井上貴智			DATE		

※ 横走り管の吊り間隔

鋼管	100A以下	—	2m 以下
	125A以上	—	3m以下
ビニル管 耐火二層管 鋼管	80A以下	—	1m 以下
	100A以上	—	2m以下
鉛管	1.5m以下		
鍍鉄管	標準図による		

※ 横走り管形銅振れ止め支持間隔

支持間隔	6m以下	8m以下	12m以下
鋼管	—	50A～100 A	125A～
鍍鉄管			
ビニル管			
耐火二層管	25A～40A	50A～100A	125A～
鋼管			

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔

基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m以下
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m以下
形銅振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

(2) ダクト工事

- 矩形ダクト
- ☐ 亜鉛鉄板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 鍍金付着Z18以上
- ☐ ステンレス鋼板 JIS G4305
- 工法
- ☐ アングルフランジ工法
- ☐ 共板フランジ工法
- ☐ スライドオンフランジ工法
- 形銅補強
- ☐ 山形鋼 JIS G 3101 ☐ SUS鋼材 JIS G 4317
- 丸ダクト
- ☒ スパイラルダクト
- ☐ 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)

(3) 保温塗装工事

1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面に明記すること。

■ グラスウール保温材 保温筒 JIS A 9504 2号 40K (屋内一般等)		保温板、保温帯 JIS A 9504 2号 40K	
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 温水管
☐ 蒸気管	☐ 冷水・冷温水管	☐ 冷媒管	☐ 温水管
(屋外等)			
☐ 給湯管	☐ 温水管	☐ 蒸気管	☐ 冷水・冷温水管
☐ 冷媒管	☐ 温水管	☐ 消火管	☐ 消火管

□ ロックウール保温材 保温板、保温帯、ブランケット 1号JIS A 9504 (防火区画貫通部等)		☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 温水管
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 温水管	☐ 蒸気管	☐ 冷水・冷温水管
☐ 蒸気管	☐ 冷水・冷温水管	☐ 冷媒管	☐ 消火管	☐ 消火管	☐ 消火管

□ ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等)		保温板 JIS A 9511 3号	
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 冷水・冷温水管	☐ 冷水管 (2～4℃)
☐ プライン管	☐ 温水管	☐ 消火管	☐ 消火管
(屋外等)			
☐ 給水管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 冷水・冷温水管
☐ プライン管	☐ 排水管	☐ 給湯管	☐ 冷水・冷温水管

■ 合成樹脂調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出)		☐ 給水管	☐ 排水管	☒ 通気管	☐ ドレン管
☐ ガス管	☐ 消火管	☐ 油管	☐ 冷却水管	☐ 消火管	☐ 消火管
ダクト (亜鉛鉄板製)	ダクト (鋼板製)				

□ さび止めペイント塗り塗料 JIS K 5621 (一般用錆止めペイント) 2種 (露出)		☐ 蒸気管 (往)	☐ ダクト (鋼板製)		
--	--	----------------------------------	------------------------------------	--	--

2) 保温厚

・ グラスウール、ロックウール

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	～80A	100～150A	—	200A～	—
膨張・温水・消火管	—	—	—	—	—
蒸気管	～25A	—	32～50A	65A～	—
冷水・冷温水・冷媒管	—	—	～25A	32～200A	250A～

・ ポリスチレンフォーム

保温厚 (mm)	20	25	30	40	50	65
給水・消火・排水管	～80A	100A～	—	—	—	—
冷水・冷温水管	—	—	～25A	32～200A	250A～	—
冷水管 (冷水温度2～4℃)	—	—	～20A	25A～100A	125A～	—
プライン管	—	—	—	～25A	32～80A	100A～

・ 機器ダクト保温厚

保温厚	
25mm	ダクト(屋内露出〔機械室、書庫、倉庫〕、隠蔽部)、消音チャンパー・エルボ膨張タンク、銅板製タンク、排煙ダクト隠蔽部(ロックウール)
50mm	ダクト(屋内露出〔一般居室、廊下〕)、サブライチチャンパー、貯湯タンク類冷水・冷温水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー排気筒隠蔽部 (ロックウール)
75mm	煙導 (ロックウール)

3) 種別

給排水衛生設備配管の保温仕様

	1	2	3	4
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	アルミガラスクロス仕上	アルミガラスクロス仕上	アルミガラスクロス仕上	アルミガラスクロス仕上
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上

- ※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。
- ※ 2) サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管使用の場合は、上表保温不要。
- ※ 3) 消火管の屋外露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)

	1	2	3	4	5
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)					
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

- ※ 1) 冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の保温種別
- 保温化粒ケース仕上 ■ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様

	1	2	3	4	5
冷水・冷温水タンク					
銅板製タンク	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線	SUS鋼板仕上
冷水・冷温水ヘッダー					カラー亜鉛鉄板 (屋内)
温水・膨張・還水					
貯湯タンク	紙	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上	
温水・蒸気ヘッダー					カラー亜鉛鉄板 (屋内)
熱交換器					

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、プレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンパー・煙道 保温仕様

	1	2	3	4	5
長方形ダクト	屋内露出	一般・廊下	紙	保温板	カラー鉄板
	機械室	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋内隠蔽、D S内	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出、多湿箇所	紙	保温板	ポリエチレンフィルム	鉄線
スパイラルダクト	屋内露出	一般・廊下	保温帯	鉄線	カラー鉄板
	機械室	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋内隠蔽、多湿箇所	アルミガラスクロス化粧保温帯	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出、多湿箇所	保温帯	鉄線	ポリエチレンフィルム	鉄線
サブライチチャンパー		紙	保温板	ガラスクロス	銅亀甲金網
消音チャンパー、エルボ		紙	保温板	ガラスクロス	
排煙ダクト長方形	屋内隠蔽	紙	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ	
	屋外露出	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ		
排煙ダクト円形	屋内隠蔽	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ		
	屋外露出	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ		
煙導		ブランケ	鉄線	カラー鉄板	

- ※ 1) 排煙ダクトは、ロックウール保温板、保温帯、1号を使用。
- ※ 2) 煙道ブランケットは、JIS G 3654 (亀甲金網) による亜鉛鍍金を施した網目呼称16線径0.55の金網又はRWA S02による防錆処理を施したプラス0号で外面補強したものを使用。
- ※ 3) 銅亀甲金網は、JIS H 3260 網目呼称10、線径0.5を使用。

配管用炭素鋼鋼管の塗装仕様

機材	状態	塗料の種類	塗り回数			備考
			下塗り	中塗り	上塗り	
白管	露出	合成樹脂調合ペイント	1	1	1	下塗りはさび止めペイント
黒管	露出	合成樹脂調合ペイント	2	1	1	下塗りはさび止めペイント

※ 1) ねじ切りした部分の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。

4) 施工

ダクト保温施工範囲

1. SA
- ☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
2. EA
- ☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
3. RA
- ☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
4. OA
- ☐ 保温あり ☐ 保温なし ☐ 図面による ☐ その他 ()
- チャンパー内貼施工
- ☐ 内貼あり (mm) ☐ 内貼なし ☐ 図面による ☐ その他 ()

(4) スリーブ工事

1. 管スリーブの径は、原則として、管の外径 (保温されるものは、保温厚を含む) より40mm程度大 (≒2サイズUP) なるものとする。
- 箱抜きスリーブは、木枠又は銅板 (実管ダクト) とする。
2. 地中部分のスリーブは、塩化ビニル管 (VU) とし、水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とする。
3. その他のスリーブは、特記なき限り、紙ボイドとする。紙ボイド使用の際は、配管前に必ず撤去のこと。

共通事項

- 1) 陸上ポンプ、送排風機 (エアハン含む) の電動機は、すべて全閉防まつ形とする。
- 2) 配管途中、要所にはフランジ接続箇所を設置し、取り外しを容易にすること。
- 3) 系統が分かるように、必要箇所 (機械室、P S内等) に文字書き・矢印記入・バルブ札取付を行うこと。手書きもしくはカッティングシートとする。
- 4) 機器・配管・支持金物には、絶縁処理を行うこと。
- 5) 配管に空気が滞留する恐れのある箇所には、エア抜き弁を設置し、最寄りのドレン管に接続すること。
- 6) 屋外機器設置基礎のアンカーボルトは、構造体鉄筋より取り出す、もしくはあと施工アンカー工法の類とする。使用アンカーについては、機器仕様書、耐震クラス等を確認すること。また、重量機器にあと施工アンカー工法を採用する場合、ケミカルアンカーを使用し施工すること。
- 7) 機器、配管の耐震措置及び機器、ダクトの防振・消音については、標準仕様書、標準図、施工監理指針及び建築設備耐震設計・施工指針に基づき十分考慮すること。
- 8) 雨がかかり部に取り付けるガラリのチャンパーには、水抜きを設けること。
- 9) 屋外埋設管 (給水、消火、ガス) には、埋設シートを敷設し、曲がり・分岐部には、地中埋設機を施工すること。
- 10) 冷水及び冷温水管の支持材には、合成樹脂製支持受けを使用すること。
- 11) 水栓は、節水機構付きのものを使用すること。
- 12) 冷媒管等防火区画貫通部は、建築基準法・消防法に適合する工法にて防火処理を行うこと。
- 13) 地中埋設配管については、下記の沈下対策を講ずること。
- ・ 管は継ぎ手の組み合わせにより可とう性をたせる。
 - ・ 接続箇所は必要に応じコンクリートで保護する。
 - ・ 土間配管は、土間筋に吊り下げるなど埋設配管を保持すること。
 - ・ 呼び径100A以下はM10、125A～250AはM12、250A以上はM16のステンレス棒鋼を使用する。
- 14) 屋外露出及び多湿箇所 (トレンチビット等) の配管架台は、SUS又はSS溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。
- 15) 屋外設置のマンホール類には用途名を入れること。
- 16) 合成樹脂製カバーの仕上げについては、保温見切り箇所には菊座の取り付けを行うこと。
- 17) 送風機用ベルトカバーには点検口を設けること。
- 18) 建設発生土は場内敷均しとすること。

備考	

設計代表者	設計担当者
一級建築士 №352551 田端進也	一級建築士 №392033 構造設計一級建築士 №8984 井上真智

SCALE
A2 : NS
A3 : NS
DATE

工事名称	成美放課後児童クラブ整備に伴う 津市立成美小学校改修工事
図面名称	機械設備工事 特記仕様書 (2)

衛 生 器 具 表

名 称	参 考 品 番 (上 段 : T O T O 下 段 : L I X I L)	合 計	童 放 ク 課 ラ 後 ブ 児	備 考
洗濯機パン	PWP800N2W, PJ2008NW	1	1	
	PF-8064AC/FW1-BL, TP-52			
混合水栓	TKS05310J	2	2	
	SF-WM430SY			
洗濯機用水栓	TW11R	1	1	
	LF-WJ50KQA			
EH-1 : 電気温水器	飲料水用 : REKB12A22 (12L : 1φ200V1.5kW) , RHE708R, RHE22H-50N, TL348CU, 連結管, ニップル, 他付属品共	1	1	
	飲料水用 : EHPN-KB12ECV2 (12L : 1φ200V1.5kW) , ELF-3SEK, EFH-5MK, EFH-DA1, EFH-CP1, 他付属品共			
EH-2 : 電気温水器	飲料水用 : REKB25A22 (25L : 1φ200V2.0kW) , RHE708R, RHE22H-50N, TL348CU, 連結管, ニップル, 他付属品共	1	1	
	飲料水用 : EHPN-KB25ECV2 (25L : 1φ200V1.5kW) , ELF-3SEK, EFH-5MK, EFH-DA1, EFH-CP1, 他付属品共			

空調機器表

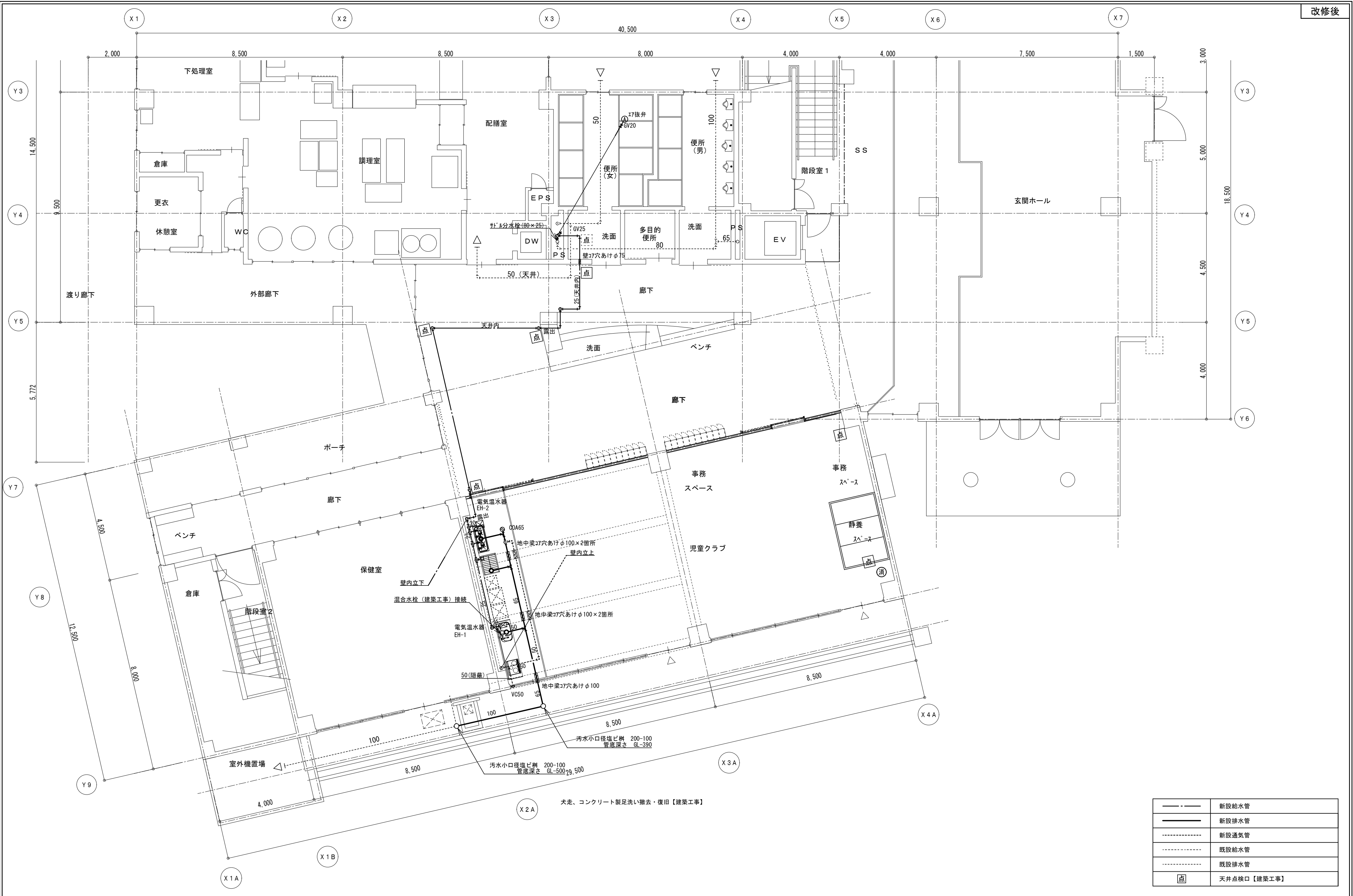
記号	機器名称	形式・仕様・付属品			相数	定格電圧	消費電力		台数	備考
					(φ)	(V)	冷房 (kW)	暖房 (kW)		
ACP-1	パッケージ形空調機	形式	天井吊り（露出）（同時ツイン）		3	200	8.26	7.57	1	設置場所：放課後児童クラブ
		定格冷房能力	25.0（～28.0）	kW						屋外機は転倒防止を施すこと
		定格暖房能力	28.0（～35.0）	kW						（ ）は能力変化の値を示す
		風量	2,100	m³/h						既製コンクリート製据付台（防振ゴムパッド共）にて据付のこと
		圧縮機電動機出力	5.80	kW						
		屋外機付属品	防護ネット、他一式							
		屋内機付属品	標準フィルター、ワイヤードリモコン、他一式							
特 記	1. 能力条件は全てJIS B8616条件とする。 2. 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様とする。 3. 機器入力は、圧縮機電動機出力、送風機電動機出力及び制御用電源の合計値を示す。 4. 機器類の能力は同等以上とする。 5. 電動機出力、燃料消費量等は、原則として表示された数値以下とする。 6. 消費電力は参考値とする。 7. グリーン購入法適合品とする 8. 屋外機の据付はSUS製ボルトとし、ダブルナットにて締め付けること。 9. 屋内機の吊ボルト下部はダブルナットにて固定すること。									

換気機器表

記号	名 称	仕 様	【参考】 電気容量		台数	設 置 場 所	付 属 品	備 考
EF-1	壁付換気扇	φ25cm×860m³/h	1φ100V	38W	1	放課後児童クラブ	SUS製ケガレカバー（防鳥網付）、他付属品一式	
	（格子タイプ、窓枠取付タイプ）							
CF-1	壁掛扇	φ30cm×2850m³/h	1φ100V	35W	4	放課後児童クラブ	取付金具、他付属品一式	
	（引きひもタイプ）							
OA-1	給気口	φ20cm 風量調節機構付	—	—	1	放課後児童クラブ	SUS製ケガレカバー（防虫網付）、他付属品一式	
	（ネットフィルター付）							

24時間換気計算

階	部屋名	面積	天井高	気積	換気種別	必要 換気回数	必要 換気量	設計風量		
		m²	m	m³				換気量	換気機器 番号	換気回数
						回	m³/h	m³/h		回
1	放課後児童クラブ	136.00	3.00	408.00	第3種換気	0.3	123	860	EF-1	2.10



---	新設給水管
---	新設排水管
---	新設通気管
---	既設給水管
---	既設排水管
点	天井点検口【建築工事】

記号	液管φ	ガス管φ	連絡配線
Ⓐ	9.52	15.88	VVF2.0mm ² -3C
Ⓑ	12.7	25.4	VVF2.0mm ² -3C

	冷媒配管 露出配管
	ドレン管 露出配管
	既設天井点検口
	CVV-S 1.25 mm² - 2 C
	ワイヤードリモコン

※屋内のドレン管は冷媒管と共巻きとする
 ※連絡配線は冷媒管と共巻きとする。
 ※冷媒管径、連絡配線、ワイヤードリモコン配線は参考とし、製造者の標準仕様とする。

